

会 議 録

1 会議の名称	公共施設受益者負担特別委員会
2 日 時	平成30年 4月17日(火) 午前 9時30分 開会 午後 0時44分 延会
3 場 所	全員協議会室
4 出席者 (10人)	安藤 玄一 八島 満雄 宮脇 俊彦
	舘 大樹 土山由美子 中山真由美
	橋田 夏枝 相馬 欣行 越水 清
	国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (19人)	副市長(宍戸 晴一)
	市民生活部長(齋藤 浩人)
	子ども部長(岩田 孝)
	消防長(吉川 敏勝)
	教育部長(谷亀 博久)
	行政経営担当部長(古宮 雄二)
	健康づくり担当部長(井上 稔)
	企画部参事(兼)公共施設マネジメント課長(桐生 尚直)
	消防本部参事(兼)消防総務課長(和田 健一郎)
	市民協働課長(杉山 正彦)
	スポーツ課長(杉山 秀久)
青少年課長(桑原 豊)	

	社会教育課長（小谷 裕二）
	公共施設マネジメント課公共施設マネジメント係長（成井 敦子）
	市民協働課市民協働係長（久保田 敦子）
	スポーツ課施設管理係長（小泉 哲郎）
	青少年課育成・相談係長（神崎 速夫）
	消防本部総務係長（関 光徳）
	社会教育課公民館係長（小形 宜仁）
7 傍 聴 者	9 人
8 事 務 局	次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 公共施設使用料の見直し（案）について

午前9時30分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 おはようございます。ただいまから公共施設受益者負担特別委員会を開催いたします。

会議は、配付いたしました次第により進行いたします。

ここで、執行者側から宍戸副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 おはようございます。本日は、本市が進めております公共施設使用料の見直しの取り組みにつきまして、本特別委員会で内容をご審査いただくものでございます。平成28年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、昨年3月に公共施設の受益者負担に関する基本方針を策定いたしまして、検討を進めてまいりました。この後、所管の部長から経過等も含めましてご説明させていただきたいと存じます。本日は、公共施設のマネジメントを担当する職員のほかに、新たに使用料を設定いたします施設、また、既存の使用料を改定する施設を所管いたします部課長及び係長等、関係職員を出席させていただいておりますので、細部にわたりますご審査をいただきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○委員長【安藤玄一議員】 ありがとうございます。

それでは、公共施設使用料の見直し（案）を議題といたします。

このことについては、前回の委員会で決定したとおり、本日、執行者に対して質疑の場を設けることとしたもので、関係部署の職員の皆様にご出席いただいております。質疑に入る前ですが、行政経営担当部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 それでは、公共施設使用料の見直し（案）につきまして、配付させていただきました資料に基づいて、概要をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご用意いたしました資料につきましては、ここで実施しております市民説明会で使用しているものと同じものになります。本日は、見直し（案）の概要について、素案からの修正点を中心にご説明させていただきます。資料の1ページ目と2ページ目につきましては、取り組みの必要性、これまでの経過をまとめたものとなりますので、後ほど確認いただければと思います。

3ページをごらんください。昨年開催いたしました素案説明会の結果概要をまとめたものでございます。説明会には、全7会場で延べ331人の方にご参加いただきましたが、(2)に主なご意見と当日の回答要旨をまとめました。詳しくは、後ほどご確認いただきたいと思います。

続いて、5ページをお開きください。使用料見直し（案）の概要についてご説

明させていただきます。使用料（案）は、類似施設ごとに検討いたしまして、（１）の会議室から（６）の駐車場まで、６つのカテゴリーにまとめてございます。まず、（１）が会議室等になります。なお、資料の見方でございますけれども、それぞれのカテゴリーごとに、素案での提示内容を上段に、その下に、案での変更点や検討結果を太文字で記載する仕立てとなっております。その下に施設ごとの使用料（案）を一覧表で整理してございます。

まず、会議室等につきましては、市民にわかりやすく、かつ事務が煩雑とならないよう料金の均一化を図り、原則として、面積に応じて２つの使用料を設定いたします。１時間当たり、面積１００㎡未満の部屋は１００円、１００㎡以上の部屋は２００円の使用料を設定いたします。ただし、中央公民館の展示ホール及びレクリエーション室は、施設の規模や利用定員を考慮し、使用料算定結果に基づき、１時間当たり、展示ホールは７００円、レクリエーション室は４００円の使用料を設定いたします。下段ですが、展示ホールにつきましては、市民説明会等におきまして、長期使用の割引や半面での貸し出しをしてほしいといったご意見をいただき、再検討を行いました。展示ホールには大型移動展示壁がありますが、この壁は展示用で、床面から数cmの隙間が生じる構造となっております、防音機能はございません。また、１枚当たり相当な重量がありまして、設置と撤去にそれぞれ２０分から３０分の時間を要します。このように、半面の利用への対応が困難でありますことから、貸し出し単位は全面のままいたしました。使用料につきましては、施設の規模や利用定員を比較した結果、他の会議室と比較しても高額ではないことから、１時間当たり７００円を維持いたしました。また、成瀬公民館のコミュニティルームにつきましては、旧管理人室の修繕を行い、市民利用が可能となったことから、貸し出し施設として追加し、１時間当たり１００円といたしました。

続きまして、７ページをごらんください。（２）スポーツ施設等となります。学校施設の屋内運動場及び屋外運動場は、使用料算定結果や近隣自治体の料金とのバランスを考慮し、１時間当たり１００円の使用料を設定いたします。また、学校開放につきましては、貸し出し区分を明確化いたしました。屋内運動場は、小学校は全面貸し出し、中学校は半面貸し出しとし、貸し出し単位ごとに１時間当たり１００円といたします。屋外運動場は、小中学校ともに全面貸し出しとし、１時間当たり１００円といたします。なお、現在２団体が同時に使用しているケースもありますことから、引き続きこうした団体の利用ができるよう、共同利用の制度を構築してまいります。また、こどもスポーツ広場や総合運動公園自由広場などの広場につきましても、小中学校の屋外運動場と同種類似施設として、貸し出し単位ごとに１時間当たり１００円の使用料を設定いたします。青少年センターの体育館及び弓道場は、使用料算定結果をもとに、それぞれ貸し出し単位ごとに１時間当たり３００円の使用料を設定し、武道館及び総合運動公園体育館の剣道場と柔道場は使用料算定結果をもとに、現在の１面１時間当たり３００円を２００円に減額改定いたします。

続きまして、9ページをごらんください。(3)レクリエーション施設につきましては、近隣自治体との料金とのバランスや、今後の取り組みにより使用料を改定しないことといたします。

その下の(4)個人利用施設をごらんください。総合運動公園体育館のトレーニング室は、使用料算定結果をもとに、近隣自治体の料金とのバランスを考慮し、現在の1回200円を300円に改定いたします。その他の施設につきましては、近隣自治体などの料金とのバランスを考慮し、使用料を改定しないことといたします。

続いて、10ページをごらんください。(5)文化施設になります。市民文化会館は、今後、改修等に伴う長期休館も想定されることから、現時点では使用料を改定しないことといたします。

続きまして、12ページをお開きください。(6)駐車場になります。自転車等駐車場や市営大山駐車場、伊勢原駅北口臨時駐車場は、近隣の同種類似施設の料金や民間事業への圧迫を考慮し、使用料を改定しないことといたします。

続いて、13ページの総合運動公園駐車場、行政文化センター駐車場、中央公民館駐車場は、目的外利用の実態把握、安全性や設備の保守管理、駐車場の持続的な供給体制等について慎重に検討する必要があることから、継続して使用料設定の可否を検討することといたします。

続きまして、14ページをごらんください。減免基準(案)について、ご説明させていただきます。真ん中の列に素案の内容を、一番右の列、太線で囲んだ部分に案の内容をお示ししております。下線を引いた部分は、素案からの修正箇所になります。表は、大きく上下2段となっております。上段は各施設共通で適用する共通規定で、下段は施設の設置目的などに応じて個別に規定する施設別規定となっております。共通規定については、素案からの変更はございません。下段の施設別規定の全額減免につきましては、案①の「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体」について、括弧書きの部分「義務教育施設である小中学校の体育施設及び児童の利用を中心とした施設に限る」を追加しております。学校開放やこどもスポーツ広場、上満寺多目的スポーツ広場に適用することを想定しております。②につきましては、素案では「市内の社会教育関係団体又は公共的団体」としていたものをより詳細にし、「地域自治・地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育及びスポーツ・健康づくり推進団体」と修正いたしました。この規定につきましては、公民館やコミュニティセンター、学校など、地域性のある施設に規定することを想定しております。案の③「国又は神奈川県等が行政上必要な説明会等に使用」を追加いたしました。市民生活に大きくかわる国や県の道路事業説明会などを想定してございます。

続いて、5割減額についてご説明いたします。①については、素案①と③をまとめ、「市内の県立学校」の部分を追加いたしまして、「市内の県立学校、私立学校又は認定こども園及び保育所等」といたしました。②は、先ほどご説明したとおり、全額免除の③「国又は神奈川県等が行政上必要な説明会に使用」を別に

規定したことから一部修正したものでございます。素案の④「市内の公共的体育関係団体又は公共的文化芸術団体」は、わかりやすくするため、それぞれ別の規定といたしました。体育関係団体は案の③「伊勢原市体育協会、伊勢原市スポーツ少年団及び伊勢原市レクリエーション協会」とし、文化芸術団体は、案④「伊勢原市文化団体連盟」といたしました。これらの規定につきましては統括団体のみに適用し、それぞれの団体に属する下部組織には適用しないよう検討してございます。案の⑤は、新たに追加した規定です。「主たる構成員が市内に在住する障がい者で構成された団体」を追加いたしました。

以上が、減免基準の案となります。

説明は、以上でございます。

○委員長【安藤玄一議員】 それでは、質疑に入ります。質疑は、初めに公共施設受益者負担全般についての質疑を行った後、各施設の使用料（案）に沿って行います。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭とし、委員の方は、質疑項目が多い場合は3項目程度に区切ってお願いいたします。簡潔明瞭な答弁を求めるため、委員の方が施設に関する質疑を行う場合は、どの施設についての質疑であることを明確にさせていただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは、初めに公共施設受益者負担全般について質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 私から、1点だけなんですけれども、質問させていただきます。

施設ごとの利用環境整備計画などの作成について、お伺いしたいと思います。今回の使用料の見直しに加えまして、各施設の設備の更新とか充実がどう図られるのかといった、積極的な維持管理や運営の姿勢が示されると、市民からの一層の理解が図られるのかなと考えます。このような利用環境整備計画などの作成、明示が可能かどうかについて、お伺いいたします。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、今回の使用料でございますけれども、施設の光熱水費など維持管理経費の一部として、利用される市民の方にご負担していただくという考えでございます。したがって、施設をお使いいただく上で不備のないよう努めてまいる考えでございますけれども、使用料そのものが設備増強に充てられる財源にはなりませんので、有料化により直ちに設備の更新や充実は、現実的には難しいと考えてございます。なお、公共施設の中で大きな割合を占めております社会教育施設につきましては、これから長寿命化計画を策定するという考えでございます。こうした中で、施設のよりよい活用といったところもあわせて検討を進める考えとしております。

以上です。

○社会教育課長【小谷裕二】 公民館を所管している社会教育課でございます。利用者の安全安心を基本といたしまして、設備等に係る整備については、その

時点での優先順位に基づいて執行しているため、特に計画としての公開はしておりません。ただし、先ほど話がありましたように、社会教育施設長寿命化計画の策定を予定しております。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 それでは、1点目、有料化の計画として、段階的に料金を見直す具体的な内容を入れていくのか、伺います。

2点目、券売機による使用料の徴収のメリットとデメリットを伺います。

まずは、この2点を。

○企画部参事【桐生尚直】 1点目、有料化の計画として、段階的な料金の見直しのご質問でございます。公共施設の受益者負担に関する基本方針におきまして、使用料の見直しは、原則として3年から5年ごとに行うこととしております。しかしながら、使用料の算定方法に変更はございませんので、段階的な見直しということにはならないと考えております。

続きまして、券売機による徴収のメリット、デメリットにつきましては、現在、使用料の徴収につきまして、券売機を用いた徴収を検討しております。特に利用者が多い施設につきまして、券売機を設置した中で料金を徴収させていただくことを検討しておりまして、券売機のメリットでございますけれども、計算ミスですとか、つり銭の間違いが無いといったこと、それから、徴収金額の集計が容易であること、つり銭など現金の管理が比較的少ない事務管理面や利用者の利便性が高いといったことが考えられます。また、デメリットといたしましては、設置に伴うコスト、それから、故障が発生したときの対応に時間を要する、こういったことが考えられます。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 それでは、再質問ですが、1番目の有料化の計画ということで、基本方針としては3年から5年ということですが、こちらは3年から5年かというのは、今の段階で決まっているのかということと、まず、券売機については、つり銭管理が間違いないというところがメリットというところですが、それに比べてデメリット、設置コストのほうが比重が高いのか、もしくはつり銭管理、間違わないというほうがメリットが高いのか、どちらをどういうふうにお考えなのか、伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、有料化の見直しにつきまして、3年から5年ごとに行うのかということと、今の段階で決定しているのかというご質問でございます。こちらにつきましては、現段階で明確に3年から5年以内に見直すといったところは決定はしてございません。

それから、券売機によるメリットとデメリットでございます。やはり利用者が多い施設につきましては、利用者の利便性を考えますと、メリットのほうが大きいということでございまして、公民館やコミセン、こういったところでの券売機を具体的に検討しているところでございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 次の質問をさせていただきます。

他市の利用者が多く、市民が利用しづらいとの声について、他市の利用人数を把握しているのか、まず1点、伺います。

これに関連しているんですが、利用料金について、他市よりも安い部分があってもいいと思いますが、そのお考えを伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 まず、他市の利用人数を把握しているのかということなんですけれども、私ども公民館では、利用規約上、5人以上の団体で、過半数が市内在住、在勤、在学であれば、利用登録が可能としております。その際、名簿を提出していただいておりますけれども、その中で、今申し上げた市内に係る人数、あるいは市外に係る人数を具体的には集計しておりません。他市利用人数としては把握していない状況でございます。ただし、現在、最新の利用団体情報を把握するために、全ての団体に対して活動状況調査票を配付し、取りまとめているところでございます。その中で、今おっしゃられた市内活動あるいは市外の人数を明確にしたいと考えております。

以上です。

○市民協働課長【杉山正彦】 コミュニティセンターを所管しています市民協働課です。

コミュニティセンターの利用につきましては、市内の方を中心に団体は構成されておりますが、その中の会員の一部に市外の方がいられることは、こちらでも承知しております。利用団体を登録制にして、団体構成名簿の提出を求めているため、詳細な人数把握は、現在できておりません。今後、施設有料化に合わせて、各コミュニティセンターの指定管理者と協議をしながら、必要に応じて例規等の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育部長【谷亀博久】 先ほど社会教育課長から、現在、最新の状況を集計しているということだったんですけれども、古いデータで、大田公民館に限っての話なんですけれども、登録人名簿によると、市内の人数が92%、市外の方が8%ということでございます。これは、地域によって若干違うかもしれませんが、一つ目安になるかなと思います。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】 2点目のご質問をいただきました使用料について、他市よりも安くなってもよいのではないかというご質問をいただきました。こちらにつきまして、ご回答させていただきます。各施設の使用料につきましては、基本方針の中で算定式といったものが明確になってございまして、こちらの算定式をもとに、平成28年度の決算額をもとに具体的な使用料の算定を行い設定してございます。ただし、基本方針に基づく算定結果が現行の使用料と乖離しているような施設につきましては、他市の料金等も勘案した中で使用料を設定してございます。例えば総合運動公園トレーニング室という例を挙げさせていただきますと、現行の使用料が200円でございます。算定結果の金額が585円となっ

ております。そうした中で、近隣市の運動公園トレーニング室、そういった施設使用料とのバランスを考えまして、300円といった使用料の案とさせていただいております。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 基本方針にのっとって算定結果を、今、換算して料金を設定しているということなので、また、この基本方針がこれでいくのかというところも含めて、もう少し質疑を深めていきたいと思っております。

最初の市民の方が利用しづらいという声についても把握されているのかどうかという1点と、また、他市の利用人数をこれからしっかりと把握していきたいということなんですが、大体いつごろぐらいまでに、市外の方がどれぐらいご利用されているのか把握するのかということ伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 具体的に各公民館等利用者から、市外利用者が多くて、例えば私たち市内利用者が利用しづらいといった声は、こちらのほうでは直接は聞いておりません。

それから、市内人数、市外人数をいつごろまでに把握されるかということなんですけれども、現在進めておりますので、あと1カ月、2カ月ぐらいのうちには集計ができるかと考えております。ただし、これは中央だけではなくて、全館集計になりますので、必ずしも2カ月と言えないんですけれども、早急にまとめたいと考えております。

以上です。

○市民協働課長【杉山正彦】 利用者の方からの利用しづらいという声は、市民協働課でも把握はしておりません。

それから、市外人数のいつごろまでにとということですが、指定管理運営委員会がありますので、そちらのほうと協議して、それがわかり次第、ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○市民生活部長【齋藤浩人】 今の答弁に補足させていただきますけれども、現在コミセンの利用団体につきましては、市内と市外の利用人数を把握、構成団体の人数の把握をしておりますので、まずはその辺の利用登録の仕方、登録名簿を出していただくとか、その辺を検討させていただいた中で、いわゆる運営委員会と協議しながら、こういった方法でやっていくのか、それを決めた上で、登録方法をまず決定して、その中で人数を把握していきたいと、今後の検討課題として捉えているということでございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 私から、まず1点質問します。

先ほど他議員から、券売機のメリット、デメリットの話が出ておりましたが、私からは、また違う観点で質問します。徴収のために、券売機やシステムを導入するということで、多大なる初期コストがかかると思います。先般の市の答弁では、150万円ほど券売機にかかるという答弁もございました。そういった雑駁

なところの数字だけでなく、例えばパソコンのシステム改修も入ってくると思いますので、全てにおいて、徴収を始めることに対して細かな積算はどの程度進んでいるのか、お尋ねします。

○企画部参事【桐生尚直】 有料化または料金の見直しに伴うコストの作業状況はどうかというご質問でございます。先ほどもご回答させていただきましたけれども、現在、利用者が多い公民館やコミュニティセンターに券売機を合計で10台設置を検討してございます。これら券売機10台の年間のリース料といたしまして、概算金額でございますが、年間で約150万円が必要と考えております。このほか、現在利用予約システムを活用した施設もございます。こうした施設につきましては、利用予約システムの改修が必要ということもございます。現在、こういった改修費につきまして確認作業を進めているところでございます。以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 パソコンのシステム改修が入るということで、今、調べている段階ではあると思うんですけども、いつごろまでにめどが立つのか、これもご答弁いただきたいと思います。

それともう1点新たには、なぜ、今、有料化する必要があるかということは、恐らく行政としても説明をしてきたと思いますけれども、10万市民全体に明確に伝わっているのかどうかというところを疑問に思います。一部、説明会に来ている方に対しては説明していると思うんですけども、私がいろんな市民の方とお話しすると、なぜ、今、このタイミングでするのかということがなかなかまだ浸透していないところがあるのではないかとということで、この点について質問いたします。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目のコストの利用予約システムの改修費のご質問でございます。こちらにつきましては、今、確認作業を進めているところでございますけれども、1カ月ぐらいの中では具体的な見積もり金額といったところがかめるかと考えてございます。

それから、なぜ、今、有料化が必要なのかというところが、市民の皆様に伝わっていないのではないかとといったご質問でございます。この公共施設に関する取り組みでございますが、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、効率的な公共施設の管理が求められております。こうした中で、平成26年に公共施設白書を作成いたしまして、平成27年には公共施設等総合管理基本方針を策定いたしまして、続きまして、平成28年度には公共施設等総合管理計画の策定、さらに、平成29年には公共施設の受益者負担に関する基本方針を策定いたしまして、持続可能な施設サービスを提供するとともに、市民負担の適正化を図るため、使用料の見直しの取り組みを進めているということでございます。今後も引き続き使用料見直しの取り組みにつきまして、市民の皆様に丁寧にご説明を行いながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今、ご丁寧な答弁をいただいたんですけども、答

弁の中に、特に受益者負担という言葉はたしか、なかったと思うんですけども、そもそも我々も受益者負担研究会ということでスタートした部分がありまして、そういった答弁が入ってくるかと思ったんですが、そこは説明の中には入れていないというお考えでしょうか。再度確認します。

○企画部参事【桐生尚直】 失礼いたしました。受益者負担の取り組みでございますけれども、平成27年に策定いたしました公共施設等総合管理基本方針、この方針の中に受益者負担の適正化を図るといった取り組みが位置づけられてございます。さらに、平成28年に策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましても、受益者負担の適正化を取り組みを進めるといった方針が示されてございます。こうした中で、昨年、公共施設の受益者負担に関する基本方針を策定いたしましたして、具体的な使用料見直しの算定方法であるとか、対象施設であるとか、そういったものを方針の中でまとめさせていただきました。このように、段階的に受益者負担の適正化の取り組みは進めさせていただいているところでございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【宮脇俊彦議員】 では、まず、3点伺わせていただきます。

今回の有料化で収入見込額が1700万円になると、これは議会でも答弁ありましたけれども、1700万円の根拠を示していただきたいと思います。それが1点目です。

それから、有料化の経費についても、3月議会で経費はどれぐらい見込んでいますかということで、150万円、券売機のリース料がかかると答えました。聞いたのは、有料化に係る経費ということで、先ほど質問に対して、パソコンのシステム変更で、1カ月後ぐらいにわかると出ました。本当に有料化に当たっての経費はこれだけだと踏んでいるんですか。先ほど、検討中と発言がありましたが、1700万円に対して、これだけでできると考えているのかどうか、答弁をお願いします。

それから、今回の収入は1700万円で、経費がかかりますから、実際の市に残るのはもっと少なくなると思いますけれども、これで施設管理が、更新などができると考えられているのかどうか、伺います。

以上3点について、まず伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目のご質問でございます。有料化の収入増減見込額といたしまして1700万円ということでご説明させていただいております。こちらの金額でございますけれども、平成28年度の各施設の稼働率、それから、想定される減免率、これも各施設におきます減免率を考慮した中で、収入増の見込額を試算したものでございます。会議室等の施設といたしまして合計で約1100万円、スポーツ施設等と個人利用施設でそれぞれ約300万円の使用料収入増を見込んでいるところでございます。

続きまして、施設の経費でございます。券売機以外に経費が必要ではないかといったご質問にお答えさせていただきます。現在、券売機の設置を検討している

というところのご説明をさせていただきましたけれども、このほか、有料化に伴い、新たに発生する人件費などの経費につきましては、各施設の徴収施設によりまして異なるものと考えております。具体的には、各施設の事務量等につきましては、時間的な拘束はそれほど多くないと見ておりまして、大きな額にはならないということでございまして、券売機の設置、それからシステム改修、こういったものがコストの大きな部分と考えてございます。

もう1点、収入が施設の維持管理にどのように結びつくのかといったご質問について、お答えさせていただきます。使用料につきましては、施設の維持管理経費の一部として、市民の皆様にご負担いただくということでございます。使用料収入による維持管理費の負担軽減により、施設の利用に支障がないよう、必要な修繕等に行う財源に充てていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 1点目について伺います。それぞれの施設ごとの利用率、それから、減免率を考慮したということなので、これは施設ごとにどれぐらいが収入として想定されるかということは、もう出ていると考えていいのかどうか確認したいと思います。

○企画部参事【桐生尚直】 あくまで使用料につきましては、使用料の見直し（案）の金額でございます。それから、減免につきましては、先ほどご説明しましたとおり、平成28年度の稼働率、それから、減免基準（案）をもとに、大まかな減免割合といったものを想定した中で、各施設ごとの金額を積み上げた中で、こういった金額とさせていただいております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 これからも、この間でも、徴収の対象施設が変わったり、変更しますよね。ですので、これは動く可能性があるもので、施設ごとの利用率と減免で、これぐらいになるというトータルは出ましたけれども、それは、そういうふうに出してくれと言え、示していただけるということではないんですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 先ほど桐生参事から答弁させていただいた内容については、素案を作成した段階で、その時点で想定し得るものとして整理をして、概算でございましてけれども、1700万円という数字を出させていただきました。当然、素案から案に変わる段階で、先ほどご説明させていただいた成瀬公民館のコミュニティルームの追加とか、減免についても少しずつ精査をしておりますので、金額は、大きな部分ではないかもしれませんが、動きがあると捉えております。その時点、その時点で、でき得る範囲の精度の高い数字を想定していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 それは、その段階の想定できる範囲内だと思うんですけども、聞いたのは、それを示していただけるんですかと聞いたんですけども。施設ごとにこれぐらいを想定しているよというのは、明らかにしてくれる

んですかと聞いたんですよ。それが回答がないので。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 計算に当たっては、当然個々の施設の積み上げをさせていただいて、その結果として数字をお示しいたしますので、想定でございます。実績をもとにした想定でございますので、精度がどこまで高いかというところはございますけれども、その数字の積み上げの明細について、特に伏せる必要はないと思っておりますので、必要に応じて、その辺についてはお示しさせていただくことは可能だと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 今度の条例を、もし改正して出すということは、市民にこれぐらい負担がかかりますよという大切な中身です。1700万円というのがきちっと根拠があるのか、ないのかというのは、この条例案を算定する大きな要素の一つだと考えています。それが明らかでないまま、2000万円なのか1000万円なのかがわからないままやるというのは、判断がなかなかできないと思います。だから、この施設では大体これぐらい、それは算定が、もし違っていけば、修正することになると思いますけれども、それはわからないけれども、ただ、1700万円だけじゃ、この間も、日曜日ですか、あったときも質問が出たけれども、結局それを明らかにするという回答はありませんでした。やっぱり利用者の皆さんに、これは妥当な数字だということがわかるためにも必要があると思います。ただ、会議室の施設が1700万円で、スポーツ施設が300万円というだけでは、納得はなかなか得られないので、明らかにしてほしいと思います。

それから、経費についても、有料化に係る経費は幾らですかという質問に対して1500万円で、きょう初めてシステム改修に、かかると言われましたけれども、そういうふうにはだらだらじゃわからない。何で心配するかというと、相模原市も7000万円の収入があって、そのうちの3800万円が利用改修に当たっての経緯だというふうにも、新聞にも書いています。ですので、現金回収は、経費が人件費だとかがかかるとは、少しということじゃ、ちょっとわからないので、例えば券売機に入っている現金は、誰が回収して、どうなのか、心配されますよね。それから、新たに券売機だけじゃなくて、納付振込書を発行して回収するというチェックも当然やると思いますし、トータルチェックは公共施設マネジメント課がやるのかどうか、よくわかりませんが、というふうにすると、かなりの経費、人を1人置くと想定されて、人件費についてはないのかどうかもよくわからないし、経費がはっきりわからないと、最終的に相模原市でも実施されるのは半分以下だと言っていますけれども、伊勢原市はどうなのかというのは、これは条例案を判断するときの大切な要素の一つだと思うので、後からばらばらばらばら、これもかかりましたとあって、1年たってみたら、何だ、1700万円のうち700万円とか800万円しか、実はならなかったというのが明らかになっても、もう決まってしまった後なので、大切なことなので、それを明らかにしていただきたいということです。

○委員長【安藤玄一議員】 宮脇委員、簡潔明瞭にお願いいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 わかりました。明らかにしてください。その点について、伺います。経費について。それ以外にはもうないんですかということですよ、人件費が。

○企画部参事【桐生尚直】 こちらにつきましては、先ほど申し上げている中で、券売機ですとかシステム改修費、そのほか各施設ごとに徴収方法をどうするのか検討してございます。そうした中で、やはりコストをかけないといったところが大前提で、徴収方法も検討しております。それにつきましても、最終的に取りまとめた中でお示しさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、現時点ではわからないということですか。

○企画部参事【桐生尚直】 現時点におきましては、まだ各施設の最終的な決定ということには至ってないところでございまして、徴収方法につきましても検討を行っているところでございます。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 使用料の見直しにつきましては、今、説明させていただいておりますように、詳細を詰めている段階でございます。当然、今、私のほうでは、議会に議案を上程させていただくところに向けて準備を進めているわけでございますので、議案を上程させていただく際には、それは、今、宮脇委員からご質問があったような内容については、議会にご理解いただけるような数字なりをご用意させていただいて、ご審査をいただく必要があると思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 それは、いつまでに明らかにするんですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 ただいま申し上げましたように、これから、今、お示ししている案を再度精査いたしまして、最終的に議会にお示しするような最終案を確定させていただきます。その際には、どういった形で進めていくのかというのが明らかになりますので、その時点で整理させていただいて、議会への議案上程に備えるということでございますので、何月という言い方はできないと思っておりますけれども、議会に上程する段階で、議会にもその旨をお示ししたいと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 副市長にお伺いします。収入額もまだ明示はされていません。全体は出ています。個別には提示されてない。経費についても、これからということですが、そういうことで、市民や私たちにわかるようにするということは早急に必要だと思っておりますが、副市長はどうお考えですか。

○副市長【宍戸晴一】 今回、9月の定例会をめぐりに、さまざまな議案を上程させていただく想定をいたしております。当然、関連条例の審議に当たりましては、十分な情報を整理して提供させていただきたいと思っております。日程的には、ただいま担当部長が申し上げましたように、当然定例会に議案を出すことに

なりましたならば、その前段の議会の日程がございますので、その中では、議案の根拠となりました資料類についても最終形のものをお示しさせていただくことになると思います。

○委員【宮脇俊彦議員】 大きな構成要素の一つなので、期日はまだ示されていませんけれども、早急に示す。今回の説明会でも出ていますので、そのことを要望して、次に移ります。

次、3点、また伺います。人件費で削減項目が、3ページのところにあります。項目自体はあるんですけども、説明会で出された意見で、副市長1人体制や、1人1500万円となっていますけれども、伊勢原自由通路の、こうした、まず、身を切る改革や、負担すべき、受益者負担と伺いますか、そういう経費削減もやるべきだという意見に対しては、回答がないままになっていますので、回答をお願いしたい。

2点目は、人口ビジョンについて、今回の案の1ページ目に、2020年9万9480人という推計値が出ていますが、これは人口問題研究所の数値と出ていますが、第5次計画で、既に企画部は2020年までは、今の数字が維持できると。それから以降については、状況によって、維持できるのかどうかはまた判断、全国的なものとは別に、伊勢原市はそういう判断が出ているので、これは、出す数字が正確じゃないと思うんですけども、なぜこちらの数字を使っているのか、伺います。

それからもう1点、施設の維持管理について、先ほども答弁がありました、基本計画では、全体像で40年間に903億円の経費がかかるよということを示しています。それに当たってはどうかは、いろんな考え方が全国的にもあって、まず、施設の有料化というよりも、これを長寿命化で維持していくという考えで示して、有料化を示していない自治体と、伊勢原市みたいに有料化をもう真っ先にやっている自治体がありますけれども、これは一部負担なので、本当の、この施設全体、904億円、40年かかるということに対する展望ある答弁はなされてないと思うんですけども、その点についてはどうか考えられているか、回答をお願いします。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 それでは、私のほうから、ご質問の中の1点目についてお答えさせていただきたいと思います。副市長の1人体制のお話とございました。これについては、ここの議論になるかどうかというのはございますけれども、それぞれ市の政策目的を達成するために、市のほうで提案させていただいたものでございまして、それぞれの取り組みを実施するに当たりましては、当然議会にもお示しさせていただいた中で、ご審議をいただき、議会にお認めをいただいた中で進めているものと、私としては理解しております。

以上でございます。

○企画部参事【桐生尚直】 続きまして、2点目の資料1ページの人口推計のご質問について、ご回答させていただきます。資料の表につきましては、平成25年、国立社会保障・人口問題研究所が推計いたしましたデータを示したもの

でございます。人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇などを仮定した人口減少対策を講じた目標人口を推計し、2020年代半ばまで10万人の人口規模を維持することとしております。しかしながら、その先の将来推計といたしましては、全国的に人口減少となっております。今後進行する少子高齢化を考慮いたしますと、人口は確実に減少していくと考えてございます。そうした中で、市民の皆様は将来をご理解いただくというところで、こういった人口推計をお示しさせていただいたものでございます。

次に、施設の更新費用をどのようにしていくのかというご質問でございます。受益者負担の取り組みにつきましては、持続可能な施設サービス、それから、市民負担の公平性といった2つの観点から取り組みを進めているものでございます。大きな持続可能な施設サービスといたしましては、全体的に総量の縮減ですとか、統廃合、長寿命化、これらとあわせて使用料の見直しといったところで、総合的な取り組みの中で、公共施設を将来的に維持していこうというものでございます。3月にお示しさせていただきました公共施設等総合管理計画実施計画でございますが、向こう3年間の取り組みをお示しさせていただきました。具体的な統廃合なども進んでまいります。そうした中で、将来的な公共施設を維持していくといった取り組みをお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 宮脇委員に1つ申し上げます。会議規則の第116条第2項の規定にあるんですけれども、簡明に発言されるようによろしく願います。（「はい」の声あり）

○委員【宮脇俊彦議員】 人口ビジョンについては、やっぱり最新の数字をやるべきだということを指摘して、3番目の質問の点について伺いたいと思います。トータルは、やはり大きなベースをはっきりすることが必要だと思うんです。先ほど公共施設白書から計画に進む中で、3月の一般質問でも他議員から質問ありましたけれども、全体の公共施設維持管理、インフラと公共施設をどうしていくかというのをトータルでやるのを示しながら、その一部といいながら、結局そのトータルの分ははっきりさせないまま、ここは走っていると思うので、その辺は、質問の先ほどの回答はなっていないんじゃないかと思いますので、再度回答をお願いします。

○企画部参事【桐生尚直】 公共施設の中では、社会教育施設といったものが非常に大きな割合を占めてございます。まず、この社会教育施設、それから小中学校も含めまして、長寿命化計画を今後検討するところでございます。こうした中で、施設を長寿命化するのか、しないのかも含めて、具体的なものが出てくるというところでございまして、そうした作業の中で具体的な更新コストなどもより詳細につかめるということで、今後どのようにそういった更新を進めていくのかといったところを検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 今、回答ありましたけれども、ぜひトータルも示し

ながら進めていただきたいということを指摘して、次の3点目の質問に移ります。市の説明では、受益者とは、個人が趣味や習い事で集まり、利益の出るものと理解できる。しかし、公民館で習得した技術、歌とか踊り等をボランティアとして介護施設で披露して、利用者に還元している活動を個人の利益とみなして、利益の対象としていいのかどうか、2点目は、公民館まつりに、日ごろの活動を、絵画とか俳句だとか、皆さんごらんになっているとおり、手芸だとか展示しております。手弁当で手伝いをしている。これを、今回では市民の個人の利益として有料化の対象にするのかどうか、それから、3点目は、道灌まつりの参加のために、公民館で踊りとか練習をして、道灌まつりに参加する。これも個人の利益とみなして、有料化の対象にするのかどうかという点について伺います。

○委員長【安藤玄一議員】　ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時26分　　休憩

午前10時36分　　再開

○委員長【安藤玄一議員】　再開いたします。

○社会教育課長【小谷裕二】　ご質問の1点目、公民館で習得した技術等を介護施設などで披露した場合、そういったものも有料化の対象となるのかといった質問に対してでございます。歌や踊りなどの習得の目的が、その後にはほかの方々に披露したり、いわゆる介護施設などで発表したりといったことなどで還元することといたしましたとしても、公共施設を練習会場として利用することによって変わりはございません。受益とは公共施設を利用することで受ける利益のことを指しておりまして、施設を維持管理する上で必要となるコストの一部を利用者の方にご負担していただくという考えでございます。

公民館まつりに参加する、そういった練習についても、有料化の対象となるのかということでございますけれども、公民館まつりは、公民館を利用する方々が、日ごろの活動成果を披露する場ということでございます。公民館まつりのために、日々練習していると形ではないかと考えております。先ほどの質問でも申し上げましたとおり、受益と申しますのは、公共施設を利用することにおける利益と考えておりますので、そこを利用する際の維持管理経費の一部についてはご負担いただくことが妥当ではないかと考えております。

それから、同じく道灌まつりに参加するような練習についても有料化なのかということでございますけれども、市が主催して行う、その練習について、市がお願いして参加していただくために練習してくださいねといった場合、市が主催して行ったことであれば、減免対象になろうかと考えております。ただし、個人的に、道灌まつりがあるから、それに参加したいといった形で練習するからといった場合には、通常のサークル活動と同じと考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 一旦、私のは後にまたありますけれども、そのときに。

○委員【相馬欣行議員】 それでは、私のほうからも、少し数が多いんですが、8項目ほど質問させていただければと思います。

最初に、公共施設の受益者負担に関する基本方針は、平成24年度に財政健全化のために設置された伊勢原市市政調査会において、公共施設のあり方の見直しと、施設利用に係る受益者負担の適正化も推進すべきであるとの提言が示されたことを受け、今回の提案内容に至っています。市政調査会からは、財政健全化に向けた具体的取り組みの基本方針として、1、人件費の見直し5項目、2、団体補助金の見直し3項目、3、公共施設のあり方について6項目と、伊勢原再生に向け、地域経済活性化の方策について、市政調査会意見の実現に向けた7項目をまとめて、実は示されています。大きな改革を進めるための市民理解を得るためには、他の提言内容について実施内容や、成果、効果をしっかり説明することが大切だと考えますが、示された提言内容についての見解をお伺いします。

2点目として、市政調査会の実現に向けての7項目の中に、市民の納得の確保では、納税者である市民の納得という視点を常に意識し、施策の選択や事業の実施においても、何が市民の納得することなのかということ判断基準とするとともに、施策や事業の成果に対し、市民にしっかり説明責任を果たすこと、また、市民満足度の高い行政サービスの提供では、限られた財源の下で、市民の立場になり切り、市民の支払う税金に見合った、最も価値の高いサービスの提供に努めることとうたっておりますが、今回の有料化に対する市の見解をお伺いします。

まず2点、お願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目、平成24年度伊勢原市市政調査会提言内容についての市の見解についてお答えさせていただきます。平成24年度に伊勢原市市政調査会から6項目についてのご提案をいただき、また、受益者負担の適正化についても推進すべきとの提言をいただいております。この提言をもとにいたしまして、公共施設等総合管理計画や公共施設の受益者負担に関する基本方針の策定を進めてまいりました。また、これらの計画に基づきまして、指定管理者制度の導入ですとか、施設の統廃合による総量縮減、自治会等への施設移管、公共施設の相互利用、使用料の見直しを進めているところでございます。提言をいただきました内容につきましては、財政健全化計画に基本的な考え方をお示したのもございまして、具体的な取り組みを第四次行財政改革推進計画に定めて、財政健全化に取り組んでいるところでございます。

次のご質問でございます。市政調査会意見の7項目につきまして、市民の納得、それから、市民満足度の高い行政サービスの提供というところでございます。これに対する市の見解を伺うというところでございますが、受益者負担の適正化につきましては、市政調査会からの提言を踏まえまして、市民の皆様のご意見を伺いながら、計画策定や基本方針の策定を行ってまいりました。これまで使用料の見直しにつきましても、基本方針策定の際にパブリックコメントの実施を行った

ほか、市民の皆様には説明ができるよう、素案の説明、案の説明を行い、段階的に進めているところでございます。公共施設の維持管理の経費は、市民の税金で賄われておりますが、市民の中には、施設を利用する市民と利用しない市民がおりまして、これらの市民の負担の公平性を確保するために、受益者負担の適正化、使用料の見直しを進めているところでございます。こうした取り組みによりまして、施設を適切に維持するとともに、市民の皆様にとって使い勝手のよい公共施設を提供できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 ありがとうございます。市民に対する説明を、先ほどもの中でも求めたわけですが、残念ながら、そこがやっぱりしっかりと伝わっていないがゆえに、いろんな意見が出てきているんだと思います。先ほども、1700万円という数字が出てきましたけれども、これは積み上げた数値でありまして、目標ではないわけでありますよね。そういうところをしっかりと市民の方々に説明していく。今も公共施設をしっかりと維持管理していくという話ですが、今回の受益者負担に関しては、電気料等を負担してもらうという考え方であれば、公共施設の内容とは少しずつれてくる部分があるのではないかなど。その辺をしっかりと説明していただければと思います。

次の質問として、本市が公共施設の受益者負担に関する基本方針を3月に策定したことを受け、議会としても市民への影響が大きいため、公共施設受益者負担研究会を立ち上げ、これまで10回の研究会を開催し、基本方針の考え方、具体的な施設使用料の見直し（案）について、市民説明会のやり方や、出された意見について等に対し、質疑や見直し（案）提示を進めてまいりました。これまでの説明で感じたこととして、各会派からの意見等について前向きに受けとめていただけなかったと捉えています。行政としてどのようなスタンスで臨んでいたのか、考え方について、お伺いいたします。

それから、受益者負担の適正化を市民に問うと、公共施設の適正な維持管理を強く求められることにつながります。先ほども公共施設の維持管理ではないという説明がありましたが、やはり有料化にすれば、市民の感情からすれば、そこは求めてくるのは当然の考え方だと思います。今まで団体等の善意によって清掃活動、草取り等が進められてきた部分を、市に求められ、維持管理費の増につながる部分も出てくるのではないのでしょうか。また、トイレが使えない、雨漏り、エアコン等の不良などに対し、適正な維持管理を要求されることになります。そういった意味で、市民との信頼関係の希薄化や、維持管理費の増額が必要になると考えますが、見解についてお伺いします。

以上、お願いします。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目、受益者負担研究会からのご意見に対しての、市としてどのようなスタンスで臨んでいたのかということについて、お答えさせていただきます。公共施設受益者負担研究会からのご意見を踏まえまして、これまで使用料の見直しを進めてまいりました。これまで研究会からいただ

きましたご意見につきましては、改めて現場の確認、施設所管課との調整を行った上で、誠意を持って、できる限りのご回答をさせていただきました。この点につきまして、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、受益者負担の適正化によりまして、市民との信頼関係、維持管理費の増額が必要となると考えるが、どのように考えるかということにつきましてお答えさせていただきます。施設につきましては、単に貸し館としての利用だけではなく、行事等を催すこともございます。こうした中で、引き続き施設を利用される市民との信頼関係を築くことができるよう、管理運営に努めてまいりたいと考えております。また、各施設におきまして、効率的な管理運営によりまして維持管理費の縮減に努め、より利用しやすい施設となるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 今回の説明会の中でも、市民の皆さんから多くの意見、質問等が出ていますけれども、市民の皆さんに多分不満があるから、質問、意見が出ているんだと思います。それは真摯に行政として受けとめて、しっかりとそれに対する対応、その具体策を進めていかないと、なかなかこの市民の不満、払拭には至らないのではないかなと思いますので、引き続きご努力をお願いいたします。

続きまして、あと残り3つです。受益者負担の範囲として、維持管理費プラス、人件費の考え方について、これまで行政の費用の考え方に、人件費や工数管理の考え方を踏襲していなかったにもかかわらず、今回受益者負担の範囲に人件費を入れることは、施策の成果を求めるとき、いろいろな成果、費用対効果に人件費も考えることにつながってくるのではないかと思いますけれども、その辺の見解についてお伺いします。

2つ目として、徴収した使用料の活用方法は、施設の維持管理、これだと電気代等が入るんだと思いますけれども、100%運用されると考えてよいのか。

3つ目、関連しますけれども、使用料の会計について、基金や特別会計を設置し、歳入、歳出の明確な運用が必要と考えますが、この辺の見解についてお伺いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、受益者負担の範囲ということで、人件費を含めたということで、こちらにつきまして、見解をお答えさせていただきます。使用料の算定におきまして、今回、基本方針に基づいて作業を進めてございますけれども、施設の管理運営に係る経費につきましては、光熱水費や保守管理の委託料、施設の維持管理や運営に直接従事する職員の人件費などの経費がありまして、これらを施設維持管理費ということで、その一部分を利用者にご負担していただくという考えのもとで、人件費も範囲に含めさせていただいているところでございます。

次に、使用料の活用方法につきまして、ご回答させていただきます。使用料につきましては、施設の維持管理経費として、市民の皆様にご負担していただくと

ということでございまして、収入いたしました使用料につきましては、施設の維持管理費の財源として充当するというところでございます。

次に、3点目の基金等の考え方についてお答えさせていただきます。使用料につきましては、対象施設の維持管理費の歳出に対応した歳入とすることが適切であると考えております。基金につきましては、今後公共施設の中で大きな割合を占めております学校施設や社会教育施設の長寿命化計画の策定などを進めることとしてございまして、これらの業務を進めることによって、より具体的な必要な改修等の経費が把握できると考えてございまして、そうした中で、必要に応じて特定目的基金の創設についても検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 人件費についてなんですけれども、今の答弁ですと、これから、例えば決算等の中でも、我々の質疑の中にも人件費幾らかかったんだみたいな質問もいろんな部分で多分していくことになると思う。成果を出した、幾ら成果が出ました、それに誰が何人で何分ぐらいかかったんですか、その労務費を出してくださいという話を、今後我々から言っていくことになると思うんですけれども、その考えと、今言っていることがイコールになるのかどうかちょっと心配なんです。それで、労務費の考え方を入れるというのは、行政の中には、僕はないと解釈していたんですが、その回答で本当に大丈夫なのかどうか、今後我々がそれに対し労務費を、回答を求めたときにちゃんと答えてくれるということによろしいのか、確認させていただければと思います。それをお願いします。

○副市長【宍戸晴一】 今の相馬委員のご質問に沿ってでございますけれども、今回、公共施設の受益者負担の使用料を積算するに当たりまして、その経費の一部として人件費を算入して積算させていただいております。片方で、実際の市で行っております全ての事務事業についての予算編成の中では、個々の事務事業ごとに、いわゆる労務費系統は積算するような仕組みになっておりませんので、他の事務事業の、例えば決算に当たって、これの労務費はどうなっているんだということをご質問いただいたとしても、それについては正確に答えられないというのは、これまでと同様と、私としては考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 そこは理解は、実はしてないわけじゃないんですけれども、今回の積算の中でも、例えばグラウンドに年間幾らかかっているから、当然グラウンドの直すための時間とか、やっぱり労務費という話が出てきちゃうんだと。どうしても我々、そういうところに目が行っちゃいますから。それと、単純に今回の人件費の計算というのは多分違うんだろうとは思っているんですけれども、余り人件費という計算をされちゃうと、そういうところはつきたくなるというのは、当然議員としては、そういうのは仕事としてあるのかなと思って。その辺をしっかりと、基本的なところを押さえていただかないと、単純に人件費だけと掲げちゃうと、いろんな目線が行っちゃいますから、そこはちよっ

と注意しながら、市民の皆さんにも説明していただければと思っています。

私からは、以上です。

○委員【越水清議員】 1点だけ伺います。施設利用につきましてですが、指導者あるいは講師への参加費が、参加者への資料提供等で十分還元されている公民館等でのサークル活動は理解できるんですが、それぞれ利用されている各活動に対する参加者の参加料等の把握、あるいはそういった施設でのサークルへの徴収等についての見解を伺いたいと思います。

○社会教育課長【小谷裕二】 公民館等を利用する際、団体の利用登録時に入会金や会費の有無、その金額などについて、利用指導者への謝礼の有無についても把握しております。ただし、その金額の多寡につきましては、団体に任せております。恐らく指導に対するお礼ということも含まれていると考えております。また、指導者に対する交通費等の要素も含んでいる場合も想定されますので、単純に講師への謝礼の金額の多寡では判断が難しいと考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 続けて3点ほど伺います。

高齢者が健康維持のために、小学校のグラウンドでゴルフをやったり、体育館で卓球をやったりしておりますが、こういうのは、市全体で考えれば、医療費削減に貢献していると思うんですよ。子どもは無料、中学生以下は無料となりましたけれども、高齢者を無料にするということは考えてないのかどうか。

それから、今回の負担について、過分の負担にならないようにと言っていますが、過分というのは、誰が判断するのか。それから、この言葉は、これ以後3年から5年で見直しますが、過大な負担にならないようにということは、これはずっと継続してやるのかどうか。

3点目は、1時間100円から200円でも過分、これは負担になるよという方がいらっしゃいますけれども、利用者が減るといふふうになってもよいと考えられているのかどうか、見解を伺います。

以上、3点。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目、高齢者の校庭やグラウンドの活用で、医療費削減になっているのではないかとということでございます。今回の使用料の見直しでございます。市民負担の公平性から、利用者に管理運営経費の一部をご負担していただきたいということでございます。なお、近隣市の後期高齢者1人当たりの医療費といったものを数字を見ていた中では、公民館を1つ例にとりますと、公民館の無料、有料といったところと医療費との関連性はないといったところで考えております。

続きまして、過分とならないようにということで、過分とは誰が判断するのかというところでございます。有料化につきましては、市民負担を伴うことから、このことによる影響が全くないとは思いません。近隣の同種類施設と比べて大きな額とならないよう、伊勢原市としては料金設定をしているところでございます。

それから、有料化によりまして、利用者をふやすことをめざすのではなかった

のかというところでございます。市民の活動の推進、それから、公共施設の適正な維持管理、この2つはいずれも重要と考えてございます。今回の使用料見直しの取り組みとあわせて、公共施設等総合管理計画に基づくさまざまな取り組みによりまして、利用者の皆様にとって使い勝手のよい施設となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 市はチャレンジデーなんかで、ぜひ運動を恒常的にやるようにということで提案してやっておりますけれども、1番の答えは、それとは、合致してないんじゃないですか。答弁をお願いします。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 先ほど答弁させていただいた部分は、収入に関する考え方をお示しをしたところでございます。高齢者に限らず、健康維持のために運動を行うことは当然有用であると。これは、今まで私、議会の中でも答弁させていただいているのかなと思います。そうした活動の場を提供し続けることが、我々の責務であるということのもとに、今回使用料の見直しを提案させていただきまして、末永く皆さんに使っていただく施設を提供していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 ちょっと今の回答はよく理解できなかつたんですけれども、じゃ、2つ目に移ります。私は納得できませんでしたがけれども、次に移ります。

2番目の過分の負担にならないというのは、これから以降も、その言葉は続けるのかについては回答がなかったみたいなので、もう一回。

○企画部参事【桐生尚直】 過大な負担とならないようにということが、今後も継続するかというご質問でございます。基本的には、現在の基本方針の中で使用料の算定を見直すという中では、今回の見直しと同様の考え方で使用料の見直しをするということでございますので、こういった過分の負担にならないようにといったような考え方については継承されるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、次の質問に移ります。利用者をふやすために、市民活動が活発になるために展望を示すのが、市の役割ではないかと思いますが、おとといの説明会でもそういう話はなかったように思いますけれども、市民活動を活発にさせるについては、具体的にどう考えているのかについて、1点伺います。

2点目は、共通する点もありますけれども、市民に活動の、今、無料で提供しているわけですがけれども、それから、今後市民と行政が力を合わせて歩むまちづくりを進めるという点について、どう整合、私は整合しないんじゃないかと思えますけれども、それについて考えを伺いたい。

それから、既に無料継続を求める署名が4400名を超しているとも、話が出ておりますが、こうした声は、市はどう受けとめているのかについて、以上3点

伺います。

○企画部参事【桐生尚直】　まず1点目の利用者をふやすための市民活動が活発になるための取り組みということでございます。伊勢原市といたしましては、全体的に公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画のめざす活気あるまちづくりをめざしまして、今後の人口減少や少子高齢化の進行、こういった社会経済環境の変化の中でも施設をしっかりと維持できるよう、施設総量の縮減や機能集約化による市民利便性の向上などを図るための取り組みを進めているところでございます。こうした中で、市としての役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

○市民協働課長【杉山正彦】　利用者をふやすための市の職責ですけれども、本市の市民参加は、市民参加指針や市民活動促進指針に基づいて進めてまいりました。今後もこれらの指針を基本として、社会情勢の変化を捉えながら、時代に合った効果的な施策を展開していきたいと思っております。

○社会教育課長【小谷裕二】　今後、利用者をふやすため、市民活動が活発になるという方向性はとりながら、私どもも臨んでいるところでございます。具体的には、実際に利用されている皆様にとって、公民館の活動場所を使いやすくするための改修ですとか、利用予約についてわかりやすくしていく、あるいは社会教育、生涯学習等の情報について、タイムリーで的確な情報などを示していくといったことで、そういった利用者のアップ等につなげていきたいと考えております。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】　無料継続を求める署名があるというところでの市の考え方はどうかということにつきまして、お答えさせていただきます。これまで公民館を中心とする無料継続を求める多くの署名を初めといたしまして、さまざまな市民の皆様からのご意見があることは十分に承知してございます。しかしながら、今後の社会経済環境の変化を踏まえた中で、こういった受益者負担の取り組み、使用料の見直しの取り組みは必要不可欠なものであると考えておりまして、取り組みを進めていきたいということでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　副市長にも伺いたいと思います。今、伊勢原市の特徴である市民活動が、公民館やコミュニティセンターが多くの皆さんが無料で活発に活動されているということが特徴の一つであると、議会でも答弁されていますが、無料提供を中止して有料化することは逆行する施策と考えるかどうか。

それからもう1点、無料継続を求める署名が4400筆を超える数で、もう既に出されておりますが、こうした市民の声をどう受けとめているかについて、副市長に見解を伺います。

○副市長【宍戸晴一】　今回の受益者負担の見直しに当たりまして、仮にこれが施設の建設あるいは用地の取得、その費用まで含めてご負担を求めるという形で提案させていただいているとしたならば、ご指摘のところとかち合うのかと

思っておりますけれども、私どもといたしますと、るる申し上げておりますように、これから先を見通しましたときに、整備をいたしました公共施設を実際使用していらっしゃる方々に、施設の整備費などではなく、現にかかっている実費の一部をご負担いただきたい、そういう提案をさせていただいております。そのことが、直ちに市民活動を妨げるような障壁になるとは、私どもとしては、今、考えておりません。極力市民活動を活発にというのはご指摘のとおりでございますし、そのための条件整備は種々取り組んでまいりたいと思っておりますが、そのことと、今、このタイミングで、やはり公共施設の使用料の一部を現に利用していらっしゃる皆様方に求めさせていただくということは、これは両立し得ると考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 地域住民や市民が協働して、これからどうあるべきかと決めることが必要だと思います。上から目線でやるのではなくて、これが決まったことのようにやるのではなくて、きちっと議論するという視点が大切だと思います。そういう視点で考えると、おとといなのかな、説明会がやられたときに、結局、もう市民がまだ手を挙げているにもかかわらず、45分で質問を切ってしまうということは、そういうことがあってはならないと思います。しっかりやっぱり受けとめて、どう応えていくかがないと、これは得られないと思っておりますけれども、そのことについてはどうお考えですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 先週の土曜日、中央公民館で第1回目の案の説明会をさせていただきました。今、その点についてのご質問ですので、私のほうからお答えいたします。説明会につきましては、ご説明する時間、また、質疑の時間、一定の目安をお示しさせていただいて進めさせていただいたものでございます。いろいろなご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、それが2時間でも3時間でも質問させるべきだというようなお考えの方も確かにいらっしゃると思います。ただ、多くの参加者、今回207名の参加をいただきました。そうした皆様の中には、やはり必要な質問とか必要な説明を聞いたら、当然十分だという方もいらっしゃいますし、途中で退席された方もいらっしゃいます。やはり説明会という、207名の方に集まさせていただいてやるものですから、一定の目安でやらせていただくというご説明をさせていただいた中で、若干予定はオーバーしましたけれども、終了させていただいたところでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 あれで、じゃ、理解は得られたという認識をしたということですか。

○委員長【安藤玄一議員】 宮脇委員、案の中身で質問をお願いします。

○委員【宮脇俊彦議員】 でも、これは基本的なものが、この……。

○委員長【安藤玄一議員】 そこは別途やっていただけますか。

○委員【宮脇俊彦議員】 考え方、進める上で大切な中身の点でかかわる問題だということで、説明会をやったわけですから、だから、説明を。

○委員長【安藤玄一議員】 じゃ、その1点でお願いします。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 今回の説明会に多くの方が参加していただいて、それでは、その207名の方が全員納得したのかという点については、当然反対の方もいらっしゃると思いますので、納得してない方もいらっしゃれば、積極的に受け入れていただく方、また、消極的に受け入れていただく方、それはさまざまだと思っております。そうした方を含めて、我々としては声を聞きながら、丁寧に説明したところでございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 よろしいですか。

それでは、施設別の質疑に進めさせていただきます。会議室等について、見直し(案)の5ページ、6ページですね。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 1点だけ質問させていただきます。

先ほどのやりとりの中でもお話ありましたけれども、施設ごとの減免率を見込んでというような話がありました。具体的には、中央公民館の展示ホールについてなんですけれども、平成28年度の実績に照らすと、減免対象となり得る利用者の割合がどのくらいあるのかについて確認させてください。お願いします。

○社会教育課長【小谷裕二】 展示ホールにつきまして、市展ですとか公民館まつりなど公的な利用を除きまして、先ほどの説明にもございました減免基準(案)に該当する団体はわずかと考えております。具体的には学校関係ですとか文化団体連盟の総会などといったところでございます。その他の利用につきまして、展示ホールにつきましては、フラダンスや踊りなど、あるいは盆栽会や写真展など長期的に利用するところもございますけれども、ほとんどは減免対象とはならない団体の利用と考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、中央公民館展示ホール、1時間700円という案についてお尋ねします。先ほどの答弁では、公的団体となるところはわずかというお話でしたけれども、私のほうでは、具体的にケースを想定してお聞きしたいんですけれども、団体の展示ホールの利用時間は、公民館の開館時間と同一になるのかということです。これは、展示ホールという特殊な事情を踏まえてなんですけれども、例えば一般的に展示開館時間は10時から5時までとします。しかし、展示として飾っている時間、専有しております。公民館の開館時間が9時から21時半までですね。そうなりますと、開館時間の12.5時間が利用時間とみなすのかどうか、確認させてください。

○社会教育課長【小谷裕二】 実際の利用につきましては、確かに夕方までといった展示で開場している場合がほとんどではございますけれども、あくまでも展示ホールを専有している時間、ですから、今おっしゃられましたように、夜9時半まで、そういった利用の時間を設けたい、単価掛ける利用時間という形で設定したいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】　　そういった答弁が来ると思いまして、私のほうでは、12.5時間、700円でざっと計算したところ、1日約9000円、減免なしだとかかります。1日の展示というのは少なく、例えば、現在やっている絵の展示会ですと、10時から4時半で、本日から22日の日曜日までなので、火、水、木、金、土、日、6日間、こちらのほうは使っておりますけれども、9000円掛ける6で5万4000円の負担がかかるということです。これを、各団体が受益者負担の原則に伴って負担するというので、先ほどの他委員からも、説明の中に、過大な負担とならないようとおっしゃったんですけれども、私はこの計算をしたときに、これは過大な負担ではないのかと感じましたけれども、市の見解をお願いします。

○社会教育課長【小谷裕二】　　実際、今の展示ホールを利用されている団体におきましては、そのための準備の時間や撤収の時間も含めまして、大体短くて2日間、長ければ7日間利用されている団体がございます。今の計算どおり、大体1日当たり、朝から夜9時半までとなりますと、実際9000円弱ということで、今おっしゃられたような相当な金額になるかと思えます。ただし、こちらにつきましては、同種類施設の、公民館等ではないのですけれども、他の施設の展示ホール、文化会館等の展示ホールに比べますと、決して高額な金額にはなっていないと考えております。利用日数につきましては、団体の判断にもよりますし、負担できる範囲内での日数等を、今後お考えいただくしかないのかなと。実際この単価につきましては長期割引とかいったものも現在考えておりませんし、そのような負担をいただくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】　　長期割引は考えてないということですが、例えば民間の駐車場ですと、最大で1日幾らまでとかいうような上限を設ける、これは民間の発想なのかもしれませんが、そういった上限、展示ホールに関しましては料金上限を設けることはできないのかなと思うんですが、他市の事例などが、もしあれば、そういったこともぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】　　少なくともきょうまで私どもが調べた段階では、そういった利用での、ホールのなところの利用を複数日、長期的に利用する場合に、今言われた、例えば駐車場のよう形で上限設定ですとか、長期の場合の割引といったものは、している施設は見つけることはできませんでした。しかしながら、確かに、今言われましたように相当な金額になるというのは承知しております。全くここで今後も検討しませんという形では言いませんけれども、内容等を精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】　　続きまして、中央公民館の会議室Aに移りたいと思います。会議室Aは、公共施設の有料化の話の前から、使い勝手が悪いとか、いろいろな市民から皆さんも意見をいただいていたと思うんですけれども、今回

の市の案としましては、面積で一律に決めておりますので、1時間200円という設定になっております。そのお隣にある会議室Bや第1学習室は100円ということで、これは、面積で割り振れば、当然会議室は200円ということになるのでしょうかけれども、やはり市民としては非常に面積が大きいだけで、使いにくいという事情もあり、200円ということに対して納得していただけるのかどうかと私は懸念しますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】 中央公民館の会議室Aにつきましては、今、ご指摘がありましたとおり、真ん中の部分に円卓状の机が設置されております。あの会議室自体が、この円卓での会議を行うために、ああいっただ設備を設置しているということで、決して広い会議室に目的以外の設備を置いているわけではございません。ああいっただ形状をご理解いただいた上で、会議室Aのご利用をお願いするという形になろうかと思えます。結果的には、使用可能面積を備品設備等によって増減するからといって、それを考慮した金額は考えておりません。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【相馬欣行議員】 今の会議室Aに関してですけれども、今、説明された中身はわかります。言いかえると、市民の皆さんに使い勝手をよくするために、しっかりと改修して貸し出すという考え方を持つ必要があるのではないかと考えますが、その辺についての見解をお伺いします。

○社会教育課長【小谷裕二】 公民館におきましては、会議室、確かにA以外にも幾つかの会議室がございます。ほかの展示ホール、レクリエーションルーム、ほかの部屋も含めて、その使い勝手、利用目的等を考えた中で、確かに会議室Aが使い勝手がよくないのか、あるいは現在使っている方たちは、あれを承知した上で、ああいっただことを理想という形で使っていらっしゃるのかという点は何とも言えないのですけれども、今後、会議室A、ほかの会議室も含めて、使いやすい形を再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 だったら、調べてください。ちゃんと調査して、しっかりやってください。今の答弁じゃ、納得できないでしょう。先ほどの市外の方とかも、いろんな含めてもそうなんですけれども、これだけの提案をするのに、一つ一つの内容も確認してない。誰が使っているかわからない、使い勝手がいいのかどうかもわからない。そんな答弁をして、納得させようとしているんですかね。我々もなるべく市民の皆さんが使いやすいように、お金を出してもらったら、市民の皆さんに楽しく会議をやってもらう、いろんなことをやってもらう。そのためには、あの会議室は変えたほうがいいのかということも質疑しているわけですから、それに対するちゃんと回答をもらわないと、やっぱり了解できないのではないかなと思うんですが、その辺はしっかりと説明というか、調査をして、まだ提案までには時間がありますから、その辺も検討していただければと思うんです。よろしくお願ひします。

○教育部長【谷亀博久】 現時点では、具体的な改修については考えてござい

ません。ただ、そういった利用者の皆様の声を聞きながら、今後も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も、中央公民館の会議室のAのことについて大変不満に思っているわけですが、面積単位で取るというと、あそこ2回ほど使いましたけれども、真ん中の面積はほとんど半分ぐらい占めてしまう。それなのに、端で使って、支払いを求めるとするのはちょっと納得できない。面積単位で、あそこを取るのではなくて、しばらく改装する前のありようもあってはいいのではないか。それはどうなのかというのが1点。

もう1つ、上限設定について、先ほど他委員からありましたけれども、私も上限設定については、展示ホールについても一度お伺いしたい。本当に他市の例とか、そういうことでなくて、本市の公共施設使用料の見直しの受益者負担の基準をきちっと考えていただいているのかどうか、これについて2点ほどお願いします。

○社会教育課長【小谷裕二】 今の具体的に会議室Aでございますけれども、先ほど相馬委員からも指摘がございました。今、現に使いにくいというご指摘もいただきました。より使いやすいように、対応を考えたいと思っております。

それから、展示ホールの料金でございますけれども、こちらにつきましては、ほかの施設とのバランスもございます。あくまでも維持管理経費の所定の算式から出した1時間当たりの金額でございます。この金額につきまして、1時間としてはそうなんだけれども、今おっしゃられたように、複数日利用するとか、長時間利用するといった場合の、何か改善策といいますか、減免策はないのかということにつきましては、検討してまいります。

以上でございます。

○委員【八島満雄議員】 ありがとうございます。検討していただくという答弁をいただきましたけれども、我々も9月までまだまだ時間がありますので、それなりのそしゃくをしながら要望していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 次の質疑に進みます。

スポーツ施設等について。資料の7ページ、8ページ。質疑のある方は挙手願います。

○委員【館大樹議員】 では、1点だけお伺いします。

こどもスポーツ広場についてです。こちらも、過去の実績をお伺いしたいんですけれども、こどもスポーツ広場、減免対象となり得る利用者の割合、過去どのぐらいあったのか、1点確認させてください。お願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 こどもスポーツ広場の平成28年度実績によりまして減免対象となり得る利用者の割合につきましては、利用件数658件中656件で、約99.7%となっております。ほとんどの方が減免対象ということになってございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私の方からは、学校の屋外運動場、今、スポーツ広場は出たので、総合運動公園自由広場については、受益者負担の公平性から外したほうがよいと考えています。年間の維持管理費について、具体的にどんな作業をどのくらい実施しているのか、最終的にお金的にどのくらいかかっているのか、この辺について確認させてください。まず、そこをお願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 学校の屋外運動場とこどもスポーツ広場、それと総合運動公園自由広場に関する年間の維持管理費につきまして、お答え申し上げます。学校の屋外運動場やスポーツ広場、また、総合運動公園の自由広場につきましては、他の施設と同様に、維持管理には経費がかかっております。施設を利用する方に、利用に係る経費の一部を負担していただきますことから、負担の公平性から必要なことと考えてございます。

年間の維持管理費につきまして、お答えさせていただきます。学校の屋外運動場につきましては、教育委員会の管理となっております。教育委員会としての施設維持管理のほか、学校開放におきましてグラウンド整備用品等の一部補助を実施してございます。経費といたしましては、小中学校14校合計といたしまして約50万円となっております。

こどもスポーツ広場につきまして、主に防球ネット周辺の草刈り、清掃等を委託によりまして年5回実施してございます。また、トイレ等の修繕、防球ネットの補修等を、必要に応じまして実施しており、経費といたしまして約20万円となっております。

続きまして、総合運動公園の自由広場につきまして、指定管理者が実際は管理を行ってございます。年間を通じまして、予約の受付ですとか支払い事務等を、市の体育館で行っていただいております。また、生け垣の撤去も実施いたしました。それぞれの人件費や有料施設全体の管理運営費、賠償責任保険料等の案分を見込みまして、経費といたしまして約52万円ほどとなっております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 学校の屋外運動場に関しては、ここ何十年と砂の入れかえ等を実施していません。経年劣化で粒子が細かくなって、風でよく飛んで、近隣住民に対する問題も多分起こしているのだろうと思っています。今回の有料化に関して、先ほどの考えとイコールになるのかどうかはわかりませんが、その辺の考え方についてお伺いしたい。

もう1点が、総合運動公園自由広場については、岩が一部、実は出ていまして、それ以外にも駐車場になったり、スポーツしたりとか、多様な活用がされているんですけれども、有料にした場合の整備について、具体的にどう考えているのか、その辺についてお伺いします。

○教育部長【谷亀博久】 学校施設のグラウンドの関係でございましてけれども、今回有料化の観点からだけでなく、学校教育の観点からも考えていく必要があ

るのだろうと思っております。現状を把握しながら、必要に応じてやっていく必要があると思っておりますけれども、今、有料化を機会に、具体的にすぐに改修するかということは、今のところは具体案はございません。

以上です。

○スポーツ課長【杉山秀久】 2点目の総合運動公園自由広場の岩が出ているというところの、有料にした場合の整備についての考えについて、お答えを申し上げます。有料化をきっかけといたしました、施設整備につきましても、やはり財政状況等から難しいと考えてございます。ご指摘の岩の露出につきましても、有料化とは別に、施設の課題として認識しておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 ありがとうございます。先ほど、こどもスポーツ広場に関し、658件中656件が減免対象ということ。数字は確認しなかったんですけれども、学校の屋外運動場とかについても同じぐらいの数字というか、率が多分出てくるのだろうと思っております。その辺を考えていくと、本当に今回の受益者負担の公平性に資する内容かどうかというのは再度検討する必要があるのではないかなと思っております。お金を出し入れするのに、逆に言うと、そっちのほうがお金がかかる可能性もあるでしょうし、その辺も含めて再度検討していただければと思います。

私からは、以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、総合運動公園や市ノ坪公園にあります自由広場について質問いたします。そもそもスポーツ施設から、有料で、今、お金を取るのはもう既に行っていることですが、総合運動公園や市ノ坪というのは自由広場であり、公園の一面という考えでございまして。市民が自由に使える場所でもあります。現在、特にスポーツ団体の利用がないときには、市民の方が広場でボール遊びをしたり、駆け回ったりしているという光景は、皆さんも見かけていると思っております。市民が団体で利用するときは料金が発生で、お金を取ります。ですが、個人で広場を利用するのは無料ですよということで、市民の中に混乱が生じないかということを確認したいと思っております。

○スポーツ課長【杉山秀久】 議員がおっしゃるとおり、総合運動公園や市ノ坪公園の自由広場に関しましては、自由に個人の方が使用できる形には、現在なっております。こちらの案につきましても、個人に関しましては同等な形で自由に使っていただきたいと考えておきまして、ただ、占用として使用する場につましましては、他の広場と同様に使用料を支払っていただくような形が適切かと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 この答弁で、果たして市民がみんな納得してくれるのかということ、今、気持ちとしては抱きました。

続きまして、学校の校庭や体育館等の屋内施設が今回有料になるという案にな

っておりますけれども、料金の徴収方法については、どのような策でいくというお考えでしょうか。お尋ねします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 学校の屋内運動場や屋外運動場の利用料金につきましては、利用者が限定的となっておりますので、雨天やキャンセル等に伴う還付事務も想定されますことから、納付書等による支払いを検討してございます。いずれにおきましても、使用料の徴収方法につきましては、基本方針に基づきまして、最も効率的な方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今、納付書というご答弁でしたが、その納付書の取り扱いをするのは、市役所内にある教育委員会が窓口という考えになるのでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 学校開放の運用につきましては、市長部局のスポーツ課が担当いたしますので、スポーツ課で行いたいと思っております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 学校施設だけど、スポーツ課が担当するというところで、これもちよっとわかりにくいと思いました。

もう1つ最後にですけれども、こどもスポーツ広場というのは、下水道施設の管理用地でありまして、施設の特性上からいっても、夏場は特に悪臭などがします。そもそも暫定的な広場ということだったと思うんですが、それを考慮しても、有料貸し出し施設としてよいのかということを確認したいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 こどもスポーツ広場は暫定的な広場として、現在活用してございます。こちら、維持可能な施設サービスの提供のために、基本方針に基づきまして、受益者負担の適正化の対象施設といたしまして、使用料の見直しを検討を進めてございます。また、悪臭につきましては、風向きによっては皆無とは言えない状況ではございますが、特に苦情等はいただいている状況でございます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 スポーツ施設の関係で2点質問いたします。

まず、武道館と総合運動公園の剣道場、柔道場の使用料についてお聞きいたします。両施設は使用目的が同じであると思っておりますけれども、使用料の今回提案されております案におきましては、総合運動公園については1人1回3、4時間当たり、大人200円、子ども100円とされております。一方、武道館の剣道場、柔道場の個人利用を追加ということで、武道館の剣道、柔道場は、1人1回1時間当たり、一般が100円、小学生が50円とされております。同じような施設の中で、片方は一般という表現、片方は大人という表現、その辺のところの違いについて、まず1点確認させていただきたいと思っております。それと、総合運動公園は、3、4時間当たり大人200円、片方の武道館は、あくまでも1時間当たり一般100円とされた、その辺の理由をお聞きいたします。

もう1点、学校施設の開放ですけれども、屋内施設と屋外施設の料金が100

円ということで新設されるわけです。今回の受益者負担を定める段階での考え方は、光熱水費等の固定的な経費に対する基準からの算定ということになっております。小学校の体育館の開放は非常に経費もかかっているのではないかと思いますけれども、運動場は夜間は照明もないところで、ほとんど昼間の使用が中心になるかと思えます。その辺で、屋内と屋外を同一料金にされた理由について。

その2点をお聞きいたします。

○委員長【安藤玄一議員】 国島委員、武道館については、4番の個人利用のほうで聞いていただいて、それ以外の部分で返答をお願いします。

○企画部参事【桐生尚直】 学校開放の関係の料金設定について、お答えさせていただきます。小中学校、学校開放の屋内運動場、屋外運動場、いずれの使用料につきましても、基本方針に基づきまして算定を行いました。この結果、1時間当たり100円といった料金を設定させていただいております。屋内運動場と屋外運動場の維持管理費はそれぞれ異なっているということでございますが、使用料の設定におきまして、算定結果をもとにした中で差が生じなかったということございまして、今回、使用料の案としてお示しさせていただきました金額につきましてもは妥当と考えてございます。

以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 ちょっと補足をさせていただきますけれども、グラウンドとか体育館についての維持管理経費について、学校教育に係る部分については、今回使用料の算定には入れておりません。体育館での体育施設の点検ですとか修繕があったりしたものは、あくまでも学校教育で使うためということで考えてございますので、学校教育で使わない時間帯において市民の皆さんのご利用をしていただきたいという趣旨でございますので、経費的には使用料の算定の経費には入れてございません。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 市運動公園の自由広場の有料化については答弁をいただきましたけれども、あそこは結構年間の中で市民が使えない状況、駐車場にしたり、あるいは訓練をしたり等々があります。そういったものを考えると、市民はいつその日が埋まっているのかわからないわけですが、それを使いたいという自由性から考えると、すごく気になることがあります。そういう意味でお尋ねしますけれども、例えば貸し出しできない日は何日あるのか、そして、市民がそれを自由に使えるのは、どこで周知されるのか。何かちょっと目線が違うような気がするんですが、市民が使えるようにするのが、この有料化の受益者負担の発想だと、私は思っているんですが、そこからちょっとずれているような感じがするんですが、その2点だけ、もし答えられるなら。後でいただいても結構です。

以上です。

○スポーツ課長【杉山秀久】 自由広場につきましては、総合運動公園の中にありますように、公共施設予約システムで予約をいただいている段階でございます。

す。ですので、予約システムは現在オープンになっているというところの中で、予約状況はそこで確認できると思ってございます。

あと、貸し出しできない日等々につきましては、済みません、手元に今、資料がございませんので、また後ほどご報告させていただければと思ってございます。以上です。

○委員【八島満雄議員】 十分に答弁は理解します。しかし、最後の目線の問題ですけれども、何か市民からすると、あそこは自由に行っちゃいけないのか、家族で、きょうは暇なのに行けないのかもしれないという、そういう目線の問題についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお願いします。

○健康づくり担当部長【井上稔】 こども広場とか自由広場につきましては、団体利用の場合については料金をいただくことにしております、個人が立ち寄る、お一人とか2、3名で来られる方につきましては自由に使える。ただ、団体利用がいつあるのか、個人がふらりと行って、利用できる日が、これもお示ししていないのが現状なので、これについてはどうやってお示しするかというのは、これから調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

こどもスポーツ広場につきましては、個人利用はございませんので。失礼いたしました。

○委員【八島満雄議員】 そういう曖昧性のある、しかも不確実性のある場所を有料化するということについて、若干私は疑問を持ったものですから、今後精査をしていただいて、市民によくわかりやすいメッセージを流していただければと思います。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 では、次の質問に移ります。レクリエーション施設について、9ページです。質疑がある方は、挙手願います。（「進行」の声あり）

よろしいですか。では、次の質問に移ります。次に、個人利用施設について、同じく9ページです。先ほど国島委員の武道館の質問を再度お願いします。

○委員【国島正富議員】 それでは、再度質問させていただきます。武道館と総合運動公園体育館が、武道場として両施設に備えられております。今回の改定に当たっては、武道館と総合運動公園の体育館の使用料が、いわゆる基準自身が、時間当たりとか1回当たりという形の中で使用料が決定されておりますけれども、その辺の両施設は同じような目的の施設の使用料が、片方は時間であり、片方は1回当たりという表現、あるいは、もう1つの表現がありましたね、ちょっと待ってください。その辺の算定が違うところの考え方について、確認させてください。

○企画部参事【桐生尚直】 武道館と総合運動公園体育館の武道場の料金設定ということでございます。こちらにつきましては、使用料見直しの算定結果をしたところ、実際、算定結果自体は大きな金額が生じてございます。しかしながら、

この料金につきましては、近隣自治体との料金バランスなども考慮した中で、料金を据え置くこととさせていただいております。武道館と総合運動公園の武道場でございますけれども、それぞれ施設の面積ですとか、全体的な設備等の違いもございます。また、利用実態といったところもあろうかと思っております。そうした中で、今回お示しさせていただきました使用料見直し（案）といったような金額を設定させていただいたということでございます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 特に総合運動公園については、他市との比較ということで、その価格が示されてきておりますけれども、別に他市との比較をしなくても、あそこの武道場は非常に有効活用もされておるようでございますので、その辺のところは市独自で判断してもいいんじゃないかなというところは感じておりますので、またその辺も含めて、同じ施設で、確かに施設の面積は違うとは言いつつも、そこを使用する人たちは、面積の大小でその使用をされるわけでもないと思うんですよ。試合であれば、当然そういった広さも必要とされると思いつつも、ふだんのそういったところの使用は、それぞれの団体が指導者がいて、そこでその規模に応じてやっておられるわけですので、使用の内容自身は使用者においては同じような目的と成果が上がっていると思っておりますので、今後の検討課題に上げていただけたらと考えております。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、2点質問させていただきます。

先ほど関連の質問とご答弁ございましたが、総合運動公園体育館のトレーニング室でございますが、200円から300円という改定（案）でございますが、算定式に準じますと500円余りとなるところを、近隣自治体の使用料を鑑みながら300円にされたということでございますが、同じような質問が先ほどあったんですが、施設の整備につきまして。近隣自治体のトレーニング室を拝見してみますと、伊勢原市よりも非常に広くて。それから、トレーニング機械も非常に豊富でございます。そんなことで、他市の料金の参考だけじゃなくて、そういったトレーニング室そのものも他市と少し参考にさせていただいて、こういった改定を機にトレーニング室の整備については今後考えていかれるかどうか、聞きたいところでございます。それが1点でございます。

それから、個人の利用につきまして、場所によっては、使用料をいただきながら、同一時間の複数の個人使用者がいらっしゃる場合は、どのように調整されているのか、伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 まず、1点目のトレーニング室の整備につきまして、お答え申し上げます。有料化のきっかけといたしまして、施設整備につきましては、財政状況からも難しいのかなと思ってございますが、トレーニング室の整備につきましては、指定管理者との協議によりまして検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目の同一時間の個人使用者の調整につきまして、お答え申し

上げます。施設や種目にもよりますけれども、同一時間で使用する個人使用者間での調整をしていただきまして、調整が整った場合につきましては使用していただくという形で、現在も行っておりますので、そのまま案の中でも同様にしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。特に個人使用の場合、やはり何ととっても安全面、運動種目にもよるのでしょうかけれども、それは使用を希望されている使用者個人間で話し合うということで理解してよろしいですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 そのとおりでございます。

○委員長【安藤玄一議員】 よろしいですか。

では、次の質問に移ります。次のページの文化施設であるとか駐車場につきましては使用料の変更がございませんので、その他のほうでお聞きいたします。

続きまして、減免基準（案）について、14ページ。質問のある方は挙手願います。

○委員【土山由美子議員】 減免基準（案）について、お聞きいたします。施設別規定の全額免除の②ですね。大幅に「地域自治・地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育及びスポーツ・健康づくり推進団体が公益性のある事業に使用」と拡大されましたけれども、その判断はどのように行われるのか、お聞きしたいと思います。

それから、これがその対象団体であるのか、この事業が対象となるのかという判断はどのように行われるのか、それから、自己申告は可能であるのか、お願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 減免基準の適用の判断はどのように行われるのかということにつきまして、まず、お答えさせていただきます。利用者間の負担の公平性を確保する観点から、可能な限り限定的に運用させていただくという考えを持ってございます。減免基準の中にお示ししました地域自治・地域安全関係団体といたしましては自治会や交通安全母の会、社会福祉関係団体といたしましては民生委員児童委員協議会や子育てサポーター連絡会、それから、社会体育及びスポーツ・健康づくり推進団体といたしましてはスポーツ推進委員協議会や青少年指導員連絡協議会などを想定してございます。市からの協力要請などをもとに、行政活動への協力や市の事業を補完して行うものを公益性のある事業として捉えてございます。

また、減免につきまして、自己申告は可能であるかというご質問でございますが、各施設管理者が団体からの申請を受けまして、基準に照らし判断することとしてございます。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 市の事業を補完する事業というご説明や、それから、前段ではかなり想定された団体があるということですがけれども、法人を持っているかどうかとか、そういう基準なのか、また、そのほかにもNPO法人、福

社目的で活動している団体とかありますけれども、その辺についてのご説明をお願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 減免基準の運用におきまして、法人格といったところは、要件として考えてございません。目的と、施設の設置目的を照らし合わせた中で、減免基準の適宜の判定をさせていただくということでございます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、こういう事業の説明をした中で、こういう目的で活動しています、そして、そのための、例えば会議ですとか何とかに使いたいということであれば、それを検討していただいて、対象となるかどうか判断されるということで、申告の余地があるところですよ。

○企画部参事【桐生尚直】 減免につきましては、やはり原則といたしまして、維持管理経費の一部を利用者の方々にご負担していただくという考えを大前提としてございますので、かなり減免適用団体につきましては厳選させていただくということで運用させていただくという考えとしてございます。

○委員【土山由美子議員】 法人格を持っている団体であれば、目的とか方針とかは示されていると思うんですけども、NPOとか持っていれば、福祉目的ということをやっているNPOなんかはオーケーになる可能性は高いということよろしいですか。

○企画部参事【桐生尚直】 現段階におきまして、減免基準（案）の想定をしている中で、NPOなり法人格ということが要件ということでは考えておりません。やはり事業の内容に照らしまして、減免基準の適宜の判定をさせていただくところでございます。

○委員【土山由美子議員】 わかりました。失礼しました。じゃ、目的をしっかりと説明できれば、そこは検討していただける、対象となり得ることも含めてということよろしいですか。

○企画部参事【桐生尚直】 個々の施設、利用される施設によって、施設の設置目的などがございますので、どの団体がどの施設をどういう目的で使われるのかといったところを確認した中で、減免基準の適否を判断させていただくという考えでございます。

○委員【土山由美子議員】 それでは、ほかに公益性のある事業については、生活共同組合、市内にも幾つか活動している団体があると思うんですけども、そういった団体についての考えはいかがでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】 ただいま減免基準の適用に関しまして、具体的に生活共同組合の適否についてのご質問をいただきました。再三申し上げている中で、減免基準につきましては、可能な限り限定的な運用をとということで考えている中で、生活共同組合につきましては、出資者により運営されている中で、財政基盤もしっかりされている団体と受けとめてございまして、現段階におきましては、減免対象といった想定はしてございません。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 言葉尻をとらえるようではありますけれども、公益性が高いとか、市が、例えば高齢者施策をやっていますけれども、そういうのを補完した事業なんかは、生活共同組合の中では実施している団体、事業もありますよね。そういったことは、申告によって検討していただける可能性はあるのでしょうか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 減免につきましては、まだ精査中というところもございますけれども、先ほど桐生参事からご答弁申し上げましたように、最終的な減免基準に照らしまして、各施設ごとにそれぞれの団体の減免の適否については判断させていただくという考えでおりますので、今、この時点でどの団体が減免が適用する、しないというのをお答えするというところは控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 じゃ、今後検討の余地があるということで、可能性があると考えてよろしいでしょうか。内容によってですね。ということで、よろしいでしょうか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 私が先ほど答弁したとおりでございます、検討の余地があるかないかということも含めて、減免基準が定まったときに、それぞれの施設で適切に判断させていただきたいと思えます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 公共施設でも、利用団体がいろいろたくさんあります。この全額免除の②の規定では、先ほど口頭では、こういうのは述べられましたけれども、地域自治・地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育及びスポーツ・健康づくり推進団体、こういうふうな表現だと、団体によって解釈がさまざまに。で、みんな、自分の団体はどうなるかというのは本当に関心の的になると思うんですよ。だから、きちっとやっぱり事例を示すなりしていくことが必要だと思いますが、いかがですか。

○企画部参事【桐生尚直】 減免基準の適否につきましては、各施設で判断させていただくこととしておりますが、やはり統一的な判断をする上で基準が必要であるとは考えてございます。今後、統一的な各施設での判断ができるように、ガイドラインの作成、こういったものを検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 しっかり示していただきたいということと、それから、先ほどの収益の関係でも言いましたけれども、全額免除と、それから50%団体、減免対象にならない団体をどう見ているかというのは、先ほどの数字で考えているというふうに出されていますので、それを示していただきたいと思えますが、いかがですか。

○企画部参事【桐生尚直】 こちらにつきましては、最初の全般についてというところでご質問いただいたところと関連するかと思います。古宮担当部長の回

答と同じような内容になりますが、今後、減免基準はかなり動く部分もございます。確定した段階でお示しさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 ぜひ早急に示していただきたい。

それから、もともと公共施設の中でも、公民館は市民のものであって、地域住民や利用者のものであります。こうしたものを市主催の事業の場合には無料だとか、個人の場合は有料というのは、なかなか市民の方も疑問を持たれると思うんですよ。やっぱり利用している人を含めて、ここはどうするというのはしっかり決める必要があると思いますが、どうお考えですか。

○企画部参事【桐生尚直】 減免基準の運用につきまして、有料、無料の判断というご質問でございます。こちらにつきましては、減免基準につきましては、市民負担の公平性、こういった観点から、可能な限り限定的な運用を図るという考えでございます。減免基準につきましては、行政からの協力要請などをもとにし、行政の事業を補完するような事業として施設を利用される場合、それから、教育的な見地から、教育機関や子どもの利用などの対象に限り減免とすることを検討しているところでございます。そういったところで、適切な運用が図られるように進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうから2点確認させていただきます。

今回のこの基準の中で、今、減免を受けている団体等で、今回外れるという団体があるのかどうかを確認します。

それともう1つが、その他というところ、「その他市長又は教育委員会が必要と認める時」という言葉が出ておりますけれども、これを設定した理由、またはその基準というのはどういうふうに考えたらいいのか、お伺いできればと思います。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目のご質問でございます。今回お示しさせていただきました減免基準（案）をもとに、現行の減免基準との異なる点が生じるかといったご質問でございます。減免基準（案）の施設別規定の5割減額の③体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会が事業に使用という基準につきましては、団体を統括する団体への適用を考えてございます。しかしながら、現状におきましては、体育協会の単位団体につきましては、有料公園施設の減免適用が受けられるといったところがございます。体育協会の構成団体は、現状で有料公園施設は減免を受けられますけれども、武道館は減免対象になっていないといったような、現状におきましても、全体的な統一性が図られていないところがございます。今回減免基準（案）としてお示しさせていただいた内容につきましては、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会のそれぞれの統括する団体が使用する場合に限り減免を適用させていただくといった内容でございます。

続きましての質問でございます。「その他市長又は教育委員会が必要と認める

とき」という基準でございますけれども、現段階におきまして、こちらの個別具体の減免対象といったところは想定してございません。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 確認させていただきますけれども、先ほど言っていた体育協会、統一している団体が利用するということを、今、言っていましたけれども、例えばその下にテニス協会だとか、野球協会だとか、サッカー協会だとか、これは個別になるので、減免から外れるという考え方ということなのか、お伺いします。

○企画部参事【桐生尚直】 このたびご提示させていただきました減免基準（案）といたしましては、それぞれの団体を構成する個々の団体につきましては、減免対象から外れるといったようなことで、基準を作成させていただいております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 この中身はまだ案ですから、そういう主要な団体に対してはまだ説明をしてないのかもしれませんが、その辺について、まず、どう考えているのかと、各団体、例えば道灌まつり、大山登山マラソン、市のほうからこういう団体に対し、協会ではなくて、個別団体に対し多分協力依頼していると思います。そういうところを減免から外すという考え方が、果たして市政運営に正しい考え方なのかどうか、その辺についても確認させてください。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 まず、1点目のお話でございます。各団体への説明でございます。体育協会については、先般体育協会の理事会がございまして、その中で、担当のスポーツ課から内容をご説明させていただいております。市政に協力する団体を減免対象から外してもよいのかというお話でございます。先ほども説明の中でございましたが、現在、運動公園等有料公園につきましては、例を挙げさせていただきますと、体育協会につきましては、体育協会本体と加盟団体両方が減免の適用となるということでございます。一方で、もう1つ例示をさせていただきましたが、市立武道館につきましては、体育協会本体、また加盟団体それぞれが使った場合、減免が適用しないという、全く減免がない状態でございます。そうしたところを統一的に整理する中で、今回、減免適用については統括する団体という中で、今、例示をさせていただきました中では、体育協会本体を減免の適用の対象とさせていただきまして、加盟団体はその対象から外したということで整理をさせていただきました。委員のご質問の中にもございましたが、今回、こうした形で案を提示させていただきまして、さまざまなご意見を頂戴しておりますし、これからも頂戴すると思っております。そうした中で、再度精査しながら検討を進めたいと考えてございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 ありがとうございます。今、武道館のほうが統一されてないという部分だという話だったんですけれども、であれば、逆に武道館を、それ以外のところに統一するという考え方も多分あるのだろうと思っております。

体協だけじゃないんですけれども、文化団体等も含めて、非常に多くの団体が加盟していますし、いろんな部分で市に対しての貢献、団体だけという話じゃないんですけれども、そういうところも考えると、現段階から外すとなると、事業自体に対しても相当大的な影響を及ぼしていくのでしょうから、その辺はしっかりと検討していただいて、最終の結論に導いていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、減免基準について何点か質問したいと思います。

子どもが減免対象になっていることは、これは、ある意味、喜ばしいことではあるんですが、小中学生は全額減免、一方、未就学児の幼稚園、保育園児は半額免除となっておりますが、この辺の規定について、どういった基準で判断したかということ、まず、お聞きしたいと思います。

○企画部参事【桐生尚直】 委員のご質問につきましては、施設別規定の全額減免規定（案）の①の点かと思ひます。こちらにつきましては、主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が、学校開放であるとか、子どもスポーツ広場などを利用する際に全額減免するというところでございます。これにつきましては、中学生以下の者で構成されたということでございますので、未就学児童も対象とさせていただいているところでございます。そのほか、認定子ども園につきましては、私立の学校、それから、私立の保育所などと同等といたしまして、5割減額ということで整理させていただいております。学校開放、子どもスポーツ広場ということは、子どもを対象とした施設といったことが目的となつてございますので、こういった基準とさせていただきます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 ご説明ありがとうございます。私が言った全面減免の隣にあります「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体」が使用のところは全額減免ということでしたけれども、いわゆるスポーツ少年団なども対象に含まれるのかと思ひますけれども、そういったスポーツ少年団の子どもたちが利用する運動施設に関しては減額ということでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】 スポーツ少年団につきましても、主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体といったものに適合すると考えてございます。そうした中で、こちらの基準によりまして、学校開放であるとか、子どもスポーツ広場、こういった施設を利用される際には全額免除を想定してございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 そのスポーツ少年団に付随しまして、恐らく各スポーツ少年団としましては、定期的にコーチ会議ですとか保護者会議等を行っていると思ひます。一般的に各地域の公民館などの会議室を利用して行われていると思ひますが、子どもが同席というよりも、正直、監督、コーチ、保護者の役員の方などが集まって話し合いを行うと思うんですが、そちらは対象外ということ、

減免の対象から外れるというお考えでよろしいでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】 ご質問の子どもスポーツ少年団などのコーチ会議での公民館利用の際の減免の取り扱いがどうなのかというご質問でございます。具体的に、例えば公民館を利用されるといったケースにつきましては、公民館そのものが社会教育施設ということで、目的が幅広くなっております。そうした中で、目的が特定されていない中で、現段階におきましては、スポーツ少年団のコーチ会議での公民館利用につきましては減免対象とした想定はしてございません。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 そういったところを市民にしっかり説明する、市として義務があるのではないかと思います。

続きまして、市から補助金をもらっている公認団体が複数ありますけれども、考え方として、公認団体が減免になるという基準であるのか、ないのか、確認します。

○企画部参事【桐生尚直】 補助金をもらっている公認団体についての減免適用のご質問でございます。補助金につきましては、さまざまな補助の用途といたしますか、目的があるかと思っております。減免基準を検討している中におきましては、補助金の有無につきましては、減免適用の判断基準にはならないと考えてございます。事業の目的、それから、利用される施設の目的、そういったものを考え合わせました中で、減免基準の適宜の判断をさせていただくということでございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 では、最後の質問といたします。各団体が、今後有料化した場合、減免申請を提出し、減免対象となるか否かという判断を、市はすると思うんですけれども、やはりそこを透明化して、市民にわかりやすく連絡していくことが求められますし、また、公平性を保つ上でも、公平性を保てるプロセスを、今後市はしっかり確立していかなければ、やはり市民の間で不公平感が広がるのではないかと懸念しております。そういったことに対して、効率よく公平性を保って、この減免制度を確立していくことについて、どういったお考えをお持ちでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】 減免基準につきましては、市民負担の公平性確保の上で非常に重要であると考えてございます。各施設での統一的な運用が図られるよう、マニュアル等を作成し、市民の皆様にお示ししたいと考えてございます。各施設の管理者とも協力いたしまして、市民の皆様にも、こういった内容につきましても丁寧に説明させていただきたいと考えてございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【越水清議員】 それでは、まず、2点質問させていただきます。

1点目は、先ほど相馬委員が質問してくださいました。私も全く同じような質問を用意させていただきました。ともかく免除は、現在2分の1の減額になった

り、現在2分の1の免除が減額になったり、あるいは2分の1減免の適用がなくなったりするような、そういった現状の取り扱いの変更について、先ほど相馬委員の質問でご答弁をいただきました。体育協会の話も出ておりました。体育協会の傘下21団体あるのかと思いますが、4000人余り、かつては5000人以上いたんですけれども、そういった多くの市民が利用している中で、中央公民館、先ほど展示室のお話もございましたね。幾日間か使うと6万幾らになるとか。例えばテニスコート1面について幾ら、そして、そのときに各協会が大会を行う場合に、一定の期間使うとなると、幾日間か、その大会が2日なり3日なりかかるとなると、掛ける幾つということで、これも大変な金額になるのかなって、今までから比べれば、そういった結果になるのかなと心配しております。また、鈴川の公園なんかは、クレーのコート、土のコートもあったりして、それらを団体の方が日ごろローラーを使ったりして整備してくださっておりますので、じゃ、それらも全部市でやってくれよというようなことになりかねないななんていうようなことで。

○委員長【安藤玄一議員】 越水委員、ちょっと簡潔に。よろしいですか。

○委員【越水清議員】 その辺につきましては、今後大いに精査していただきたいと思います。

その質問は結構ですので、答弁いただきましたので。もう1点、14ページのところに、施設別規定、5割減額というところの文章の中に「別に定めがあるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業に使用」という文言がございますが、別に定めるものとは何なのか、お願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 施設別規定の5割減額②の基準のところに「別に定めがあるものを除き」という記載がございます。この部分につきましては、施設別規定、全額減免の③の、国県が使用するものとございます。新東名であるとか246号バイパスであるとか、道路や河川などの、国や県が説明する事業で公共施設を利用される際を全額減免するというところでございます。これ以外のものを5割減額ということで、②の基準とさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 では、最後にその他の施設等について。質疑があれば、お願いいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、3点、券売機の話が出ていましたけれども、この回収は誰がやるのか、そのかかる人件費はどれぐらいを想定したか、1点。

2点目は、かかる経費と実収入の管理はどこ部署が行うのか。

それから、有料化した場合の各施設の収支予定額、現在あると思いますけれども、それを示してほしいという。

3点について。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、1点目の券売機を設置した場合の現金回収、それから、現金回収にかかる人件費についてお答えさせていただきます。現金回収につきましては、指定管理者、金融機関の協力であるとか、市の職員が直接定

期的に行うなど考えられます。いずれにしても、現在効率的な方法を検討を詰めているところでございます。既に公共施設の中には有料となっている施設がございます。金融機関の協力をいただきまして、現金回収をしていただいているような施設もございます。こういった中で、効率的な検討を進めていきたいところでございます。それから、現金回収に係る人件費でございますけれども、現段階では徴収方法が確定していないことから、詳細なところは算定できておりませんが、時間的な拘束を考えますと、大きな金額にはならないと考えてございます。

それから、2点目の経費と実収入の管理はどの部署で行うのかというご質問でございます。こちらの経費と収入の管理につきましては、各施設管理者で管理するというところでございます。

3点目の今後の各施設の収支予定額を示してもらいたいということでございます。今後、徴収方法、事務手続など詳細を詰めていくこととしておりまして、現時点では算定できておりませんが、今後提出させていただくということで考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、あと3点伺います。

複式簿記を、今、これからやるように検討しておりますが、今後は減価償却の考え方も導入するつもりなのかどうか。

2点目は、使用料を払った場合の適切な維持管理は、現在とどう変わるか、教えてください。

それから、トータルとしての費用対効果についてはどのぐらいを予想しているのか。

以上3点。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目の複式簿記の検討について、減価償却の考えにつきまして、ご回答させていただきます。財政部局にも確認させていただきましたけれども、現在のところ、導入の予定はないということでございます。

それから、使用料が施設の維持管理にどう結びつくのかというご質問でございます。使用料の見直しにつきましては、公共施設を将来にわたり維持していくための取り組み、それから、市民負担の公平性の確保の取り組みでございます。光熱水費の一部を使用料としていただくということでございます。この使用料の導入に伴いまして軽減される分につきましては、施設の維持管理のところに努めていきたいということでございます。

それから、効果でございます。まず、効果につきましては、光熱水費の一部として使用料を徴収させていただくということでございます。間接的にでございますけれども、市の負担軽減がされることにつきましては、さらなる施設の利便性確保、そういったところに予算を充当させていただくという考えで進めさせていただきたいということ考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 今の2番と3番に関連して、収入は手数料なり使用料で、市の歳入に入り、歳出は特別会計じゃないので、それに優先的に使うことはあり得ないと思うんですけれども、それはどういう考えで、そういうふうにおっしゃっているのか、教えてください。

○企画部参事【桐生尚直】 今回は、各施設の光熱水費などの維持管理経費の一部を使用料として徴収させていただくということでございます。これまでは、全て市の予算の中で維持管理経費が賄われてございます。この一部分が、ご利用される市民の皆様からの利用料ということで充当されます。トータルで考えますと、そういった一部分を市民の皆さんにご負担していただくということで、間接的ではございますけれども、公共施設の維持管理費の経費が一部削減されるというところで、そういった予算を有効活用を図ってまいりたいということで、ご回答させていただきました。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 副市長にお伺いしますけど、払った分の使用料は、歳入の全体の中で考えれば、市の歳入の中の手数料に入るふうに解釈しているんですけれども、そうじゃないのかどうか。

それから、予算の執行は、電気料金であれ、ガス代であれ、それは全体としては、それはそれで、別に歳出で予算化されるものであって、そこを優先的に使うというのは、特別会計ならわかりますけれども、一般会計の中でやられるのは、そういう答弁でいいんですか。

○副市長【宍戸晴一】 現に有料の施設もございまして、そういった施設の使用料につきましては、当該施設の維持管理に、いわゆる財源内訳の形では、使用料として入って、そこで使用していく、そういう形で、現にやっておりますので、そのパターンは、新たに有料化する施設につきましても同じような形で対応していくことになると思います。

○委員【宮脇俊彦議員】 それは、別途、じゃ、ほかに管理していて、そこに電気代とかに払うということとをされるということですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 今のは、歳入、歳出の管理でございます。施設の使用料として歳入させていただきましたもの、通常は使用料という形で歳入させていただきます。例えば公民館であれば、公民館としての歳入という整理を、全体ではございません、公民館としての歳入として管理させていただきます。一方で、公民館の維持管理費については、例えば公民館維持管理費というような歳出の名称の中で維持管理費を支出してございます。これを決算の中で、歳入した使用料を、その歳出に向けて特定の財源として充てるという管理でございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 3点伺います。

総合運動公園の駐車場、引き続き検討となっておりますが、立地的に目的外利用が少なく、リーディングプロジェクトの健康増進や子育て支援策の公園利用等

も多いことから、対象から外していったほうが良いと考えますが、今後検討するという話なんですけれども、今後何を検討していくのか、お伺いいたします。

それから、2点目として、まだ先の話になりますけれども、高架下の活用として、現在協議していますけれども、子易付近については駐車場活用としています。この辺についての有料化の検討をするのか、お伺いします。

3つ目としては、丸山城址公園についても、高架下駐車場として考えていますけれども、この駐車場についても有料化するのかどうかを確認させてください。

○企画部参事【桐生尚直】　まず1点目の総合運動公園の駐車場の有料化につきまして、対象から外したほうがよい、今後、何を検討するのかといったご質問をいただきました。公共施設の受益者負担に関する基本方針におきまして、利用台数の確保と運用コストを考慮いたしまして、駐車可能台数がおおむね50台以上のものとして、総合運動公園の駐車場も受益者負担の適正化の対象としてございます。今後、基本方針に基づきまして、目的外利用の実態把握、公共交通機関利用者との公平性の確保、そうした中で、有料化に伴うコストなども考え合わせて、有料化の可否を検討していく考えとしてございます。

続きまして、高架下の子易付近の駐車場、丸山城址公園用の駐車場につきまして、基本方針におきまして、受益者負担の適正化の対象としている駐車場は、市営大山駐車場、北口臨時駐車場が該当してございます。高架下を活用した駐車場につきましては、今後具体的な整備計画をもとにいたしまして、基本方針の基準に合致するかを確認した上で検討を進める必要があると考えてございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【越水清議員】　それでは、質問させていただきます。

まず、公共施設という観点で、今後公共施設の中で、自治会等に移管するような考えを持った施設はあるのかということを知りたいと思います。

もう1点は、新たな指定管理者制度導入については、どのように考えているのか。まず、この2点を伺います。

○企画部参事【桐生尚直】　まず、1点目、使用料の見直しにおきまして、今後自治会等へ移管する施設があるかというご質問にお答えさせていただきます。受益者負担に関する基本方針で定めてありますとおり、公共施設等総合管理計画におきまして、将来的に自治会等への移管、または返還などを見込まれる施設につきましては、今回の使用料見直しの対象施設としてはございません。

続きまして、今後の指定管理者制度の導入施設の考えはあるかというご質問でございます。現在、指定管理者制度の導入を決定している施設はございません。今後、行財政改革推進計画に基づきまして、導入施設についての検討を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】　話の中で出ておりますけれども、有料化につきましては、導入に対しましては、今まで以上のサービスの向上が必要かなと思っておりますが、細かな質問で、申しわけないんですが、例えば公民館への健康器具の

設置はどうかとか、あるいは公共施設を利用してない人の、市民全体から見れば、圧倒的に多いと言っても過言でないと思うんですが、そういった利用に対するPRについてはどのように考えているのか。また、高齢者の皆さんには、予約システムが非常に利用するのが難しいという方もいらっしゃるようですので、そういったときに、電話では利用申し込みできないのかとか、そういった細かなサービス向上について、どのような考えをお持ちか、伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 1点目、健康器具等の設置についてはどうかというご意見でございます。利用される方々の健康増進という観点からは非常に有効であるとは考えますけれども、本市7公民館のスペースですとか、ほかの優先課題への対応等を考えますと、実現は難しいと考えております。

それから、今後の利用されない方等に向けてのPRでございますけれども、公民館事業等をより魅力的な内容に充実させていくことはもちろんですけれども、そのPRにおいても、ホームページですとか、あるいは紙媒体につきましても複合的に活用しまして、公民館事業に初めて参加するような方を今後ふやしていきたいと考えております。

それから、高齢者等に向けた予約システムの電話での申し込みに関してなんですけれども、現在、電話での利用申し込みには、システムは対応しておりませんけれども、システムの操作方法等、不明な点につきましては、電話あるいは窓口等で対応しております。特に窓口におきましては、設置した申し込み用の機器の操作におきまして、担当職員が丁寧にサポートしておりまして、利用者実際にシステムをその場で操作していただいて、その都度不明点を明らかにお答えするようにしております。そういった対応をしております。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 この使用料の見直しにつきましては、同時にそういった市民サービスの点についても向上、あるいはアップというものを念頭に置いてお考えいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「なし」の声あり）

それでは、以上で公共施設使用料の見直し（案）についての質疑を終了いたします。執行部の皆様、ご苦労さまでございました。

この際、お諮りいたします。ただいま議題の中途であります。本日の委員会は、この程度にとどめ、延会としたいと考えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ご異議なしと認めます。よって、本日の委員会はこれにて延会といたします。再開については、4月19日の木曜日、午前9時30分、場所は、本日と同じ全員協議会室といたしますので、ご承知願います。大変お疲れさまでございました。

午後 0 時 4 4 分 延会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 3 0 年 4 月 1 7 日

公共施設受益者負担特別委員会
委員長 安 藤 玄 一